令和７年度

奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書（令和６年度対象）

（案）

はじめに …… 1
Ⅰ　点検・評価の概要 …… 2
　１　目的 …… 2
　２　対象 …… 2
　３　実施方法 …… 2
　４　審議等の経過 …… 2

Ⅱ　令和６年度教育委員会の活動状況 …… 3
　１　教育委員会会議の開催状況 …… 3
　２　教育委員の活動状況 …… 4
　３　教育委員会の活動状況に対する評価・意見 …… 5-6

Ⅲ　施策の点検・評価 …… 7
　１　第２期奈良県教育振興大綱 …… 7
　２　施策の体系 …… 8
　３　施策評価シート（点検・評価と対する教育評価支援委員からの評価・意見） …… 8
　　１　こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ
　　（１）就学前教育の充実 …… 9-10
　　（２）健康教育の充実 …… 11-12
　　（３）食育の推進 …… 13-14
　　（４）体力の向上と運動習慣の定着 …… 15-16
　　２　学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ
　　（１）主体的・対話的で深い学びの実現 …… 17-19
　　（２）教職員の資質向上 …… 20-22
　　（３）魅力と活力あるこれからの高校づくり …… 23-24
　　（４）ＩＣＴを活用した教育の推進 …… 25-26
　　（５）学校における働き方改革 …… 27-30
　　（６）安全安心な教育環境の整備 …… 31-32
　　３　働く意欲と働く力をはぐくむ
　　（１）キャリア教育・職業教育の推進 …… 33-34
　　（２）社会に役立つ実学教育の推進 …… 35-36
　　４　地域と協働して活躍する人を育てる
　　（１）地域との連携・協働推進 …… 37-38
　　（２）地域社会に貢献する人材の育成 …… 39-40
　　（３）グローバル人材の育成 …… 41-42
　　（４）社会教育の推進 …… 43
　　５　地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる
　　（１）学校教育における人権教育の推進 …… 44-45
　　（２）いじめ・不登校等への対策 …… 46-48
　　（３）特別支援教育の推進 …… 49-51
　　（４）多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応） …… 52-53

Ⅳ　関連資料 …… 54
　地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋 …… 55
　教育評価支援委員会設置要綱 …… 56
　奈良県教育委員会点検・評価実施要領 …… 57

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第１項の規定に基づき、令和６年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに当たっては、同条第２項により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この報告書は同法の規定に基づき、県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

奈良県教育委員会

教育長	大　石　健　一
教育長職務代理	伊　藤　忠　通
委　員	田　中　郁　子
委　員	伊　藤　美奈子
委　員	三　住　　忍
委　員	橋　本　昌　大

Ⅰ　点検・評価の概要

１　目　的

県教育委員会は奈良県教育の充実に向けて、様々な施策や事業に取り組んでいます。
点検・評価は、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を見直すとともに、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として実施しています。

２　対　象

次に挙げる項目について、令和６年度の実績に基づき、点検・評価を行いました。
（１）県教育委員会の活動状況
（２）県教育委員会が実施する施策及び事業

３　実施方法

（１）県教育委員会の活動状況については、令和６年度の教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検しました。
（２）県教育委員会が実施する施策及び事業については、令和６年度に取り組んだ事業等を 20 の施策に分類し、各施策を評価単位として、それぞれの事業等の取組状況を基に「施策評価シート」にまとめました。
（３）点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験を有する方など外部の方々６名により組織する「教育評価支援委員会」において、御意見・御助言をいただきました。「教育評価支援委員会」の委員は次のとおりです。なお、委員の任期は２年とし、再任は妨げないと定めています。

氏名	所属（職）
赤沢　早人	奈良教育大学教育連携講座（教授）
杉井　潤子	同志社大学赤ちゃん学研究センター（嘱託研究員） 京都教育大学（名誉教授）
髙谷　政史	あをによし法律事務所（弁護士）
中村　恵	畿央大学教育学部（教授）
春山　真美	奈良県ＰＴＡ協議会（理事）
松村　孝吉	天理大学（専務理事）

４　審議等の経過

・令和７年６月 10 日（火）
　教育評価支援委員会会議において、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った結果を示し、御意見等をいただきました。
・令和７年７月９日（水）
　令和７年度第４回定例教育委員会において、点検及び評価の結果に関する報告書について承認をいただきました。

Ⅱ　令和６年度教育委員会の活動状況

１　教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

（１）定例教育委員会会議の開催回数

17 回　（令和４年度 14 回、令和５年度 17 回）

（２）審議等の内容

・議決事項

審　議　項　目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	20 件
学校の教育課程の大綱及び学校教育指導の一般方針の決定	１件
教科書その他の教材の取扱の一般方針の決定	３件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	１件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	３件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	６件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	１件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	１件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	８件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	２件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	２件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第２条第１項の規定による学校運営協議会の設置	０件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	２件
計	50 件

・報告事項

（４月人事異動の概要、争訟に関すること、高等学校用教科書の採択等）　14 件

・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要等）　34 件

2　教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めるとともに、教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況把握のため、県内教育施設への視察を行っているほか、県と市町村が連携した取組の一層の推進を図るため、県内の市町村立学校への視察も実施しています。

また、全国都道府県教育委員会連合会、都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	7月18日～ 7月19日	全国都道府県教育委員会連合会第１回総会等 行政説明「不登校に関する課題と対策」、「教師を取り巻く環境整備」を受けるとともに、議案「令和５年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「不登校児童生徒の多様な学習機会の確保」や「コミュニティ・スクールの円滑な運営」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
2	9月12日	県内視察 生駒市立生駒小学校（持続可能な社会の創り手の育成を行う学校の取組を視察） 県立国際中学校・高等学校（令和５年４月に開校した中学校における国際バカロレアミドル・イヤーズ・プログラムの取組を視察）
3	11月5日	近畿２府４県教育委員協議会 「教員の確保及び働き方改革の推進」について協議、議案の審議を行った。
4	11月13日	教育委員会選奨授与式
5	1月17日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会 行政説明「初等中等教育施策の動向について」を受けた後、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について」をテーマとして他自治体の教育委員と意見交換を行った。
6	1月27日	全国都道府県教育委員会連合会第２回総会等 議案「令和７年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の更なる充実について」を受けた後、「インクルーシブ教育の推進に係る都道府県や市区町村の現状や今後の取組等について」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
7	２月３日	奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰式

３　教育委員会の活動状況に対する評価・意見

評　価 意　見	**■県内教育施設への視察について** ・視察対象校の数及び校種などはどのように選定されているのか。 ・生駒小学校と県立国際中学校・高等学校以外に実施した県内視察はあるか、あればどのような視点での視察だったのか。 ・県内視察で得られた知見を県内の学校の教職員が共有する機会はあるのか。 **■教育委員会議等について** 　近畿２府４県教育委員協議会等、他の都道府県との協議や意見交換において、奈良県に持ち帰った審議等の事項や課題発見はあったのか。 **■教育委員の役割について** 　教育委員と関係者等 との「意見交換」や「協議」が、県の教育政策にどのように反映されているのかがもう少しクリアであったほうが、教育委員の積極的な役割が明確になるかもしれない。 **■点検・評価について** ・「第２期奈良県教育振興大綱」の項目毎の過去４年間の「総括」はどこに記載しているのか。 ・目標値が定量の数値で設定した場合は、目標に対してどの程度実現できたかがわかるように数値で回答していただきたい。数値で捉えることができないことについては、文章で追記していただくとよいのではないかと考える。 ・目標値は途中で修正することは可能なのか。 **■全体をとおして** 　精力的に、丁寧な活動をいただいていると高く評価する。

県教委の 考え方	**〇県内教育施設への視察について** ・視察対象校の選定にあたっては、県立学校と市町村の義務教育諸学校からそれぞれ一校ずつとし、それぞれの所管課と相談の上、地理的事情や学校の規模等を勘案し、視察先を決定している。 ・令和６年度に生駒市立生駒小学校と県立国際中学校・高等学校以外に実施した県内視察はない。 ・先進的な取組や汎用的な取組について、校長会等の機会を活用して、情報共有している。 **〇教育委員会議等について** 　全国都道府県教育委員会連合会や近畿２府４県教育委員協議会での議案内容、協議内容などについては、所管課に共有している。 　なお、奈良県において持ち帰り審議が必要な事項や発見した課題については、該当がない。 **〇教育委員の役割について** 　教育委員の方々には、奈良県における教育の向上・発展を目指し、教育委員会連合会や教育委員研究協議会での意見交換・協議内容を踏まえ、定例教育委員会などで御意見をいただいている。 **〇点検・評価について** ・過去４年間の総括については「成果と今後の課題」に記載している。

	・目標自体は年度ごとに策定する「奈良の学び」アクションプランの目標になるため、前年度の取組等を踏まえた上で、次の年度に新たに設定している。

Ⅲ　施策の点検・評価

１　第２期奈良県教育振興大綱

令和３年３月に「第２期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和３年度から令和６年度までの４年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における 20 の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

2　施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和６年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第２期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
１　こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	（１）就学前教育の充実
	（２）健康教育の充実
	（３）食育の推進
	（４）体力の向上と運動習慣の定着
２　学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	（１）主体的・対話的で深い学びの実現
	（２）教職員の資質向上
	（３）魅力と活力あるこれからの高校づくり
	（４）ＩＣＴを活用した教育の推進
	（５）学校における働き方改革
	（６）安全安心な教育環境の整備
３　働く意欲と働く力をはぐくむ	（１）キャリア教育・職業教育の推進
	（２）社会に役立つ実学教育の推進
４　地域と協働して活躍する人を育てる	（１）地域との連携・協働推進
	（２）地域社会に貢献する人材の育成
	（３）グローバル人材の育成
	（４）社会教育の推進
５　地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	（１）学校教育における人権教育の推進
	（２）いじめ・不登校等への対策
	（３）特別支援教育の推進
	（４）多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

3　施策評価シート

「20 の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。

・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和６年度の現状と課題を記載しています。

・**令和６年度の取組**では、令和６年度の取組内容と目標・目標値、そして令和６年度の現状値や結果を掲載しています。

・**成果と今後の展開**では、令和６年度の成果と課題を踏まえた上で、１年間の評価と今後の展開について記載しています。

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

（１）就学前教育の充実

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及	活用率の増加
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用	令和３年度中に策定 活用者数の増加
③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組	研修実施市町村数の増加
④	家庭教育支援チームの構築支援	登録数の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	45.8%	52.3%	55.1%	67.6%	69.8%
②	骨子作成	ガイドラインの完成	研修参加者数 158 名	研修参加者数 222 名	研修参加者数 384 名
③	８市町村	10 市町村	31 市町村	33 市町村	36 市町村
④	８市町 12 チーム	11 市町村 15 チーム	12 市町村 17 チーム	12 市町村 17 チーム	14 市町 18 チーム

現状と課題

就学前教育の充実に向け、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及に取り組み、その活用率は、令和４年度から 14.7 ポイント上昇した。令和３年度に策定した就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修に令和６年度は 384 名が参加した。就学前教育における学びと義務教育における学びの円滑な接続に関する研修が 36 市町村で実施された。

令和６年度は３チームの家庭教育支援チーム登録があったが、支援活動を停止し登録削除する団体が２チームあり、全体として昨年度から１チームの増加であった。引き続き、各市町村の家庭教育担当者から、地域の子育てサークル等の活動に関する情報を収集し、家庭教育支援チームとして登録する団体の開拓をしていく。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	就学前教育アドバイザーによるサポート講座等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。	就学前教育プログラムの活用率の増加 70%	69.8%
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修を実施する。	研修参加者数 200 名以上	研修参加者数384名
③	市町村等で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び幼小接続研修会を実施する。	研修実施市町村数の増加 35 市町村	36 市町村
④	市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。	登録数の増加 14 市町村 19 チーム	14 市町 18 チーム

成果と今後の展開

県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るため、就学前教育アドバイザーによる講座等を実施しており、県内の７割近くの国公私立園所において活用されている。今後は、講座や各種研修会で実践事例集とあわせて説明を行い、教育・保育の質向上につなげるよう取り組んでいく。

就学前教育に関わる人材育成の研修を実施し、384名の参加があった。今後は教育・保育の質向上をリードする地域リーダーの育成を図るとともに、就学前教育関係者協議会等の開催や、保育所・認定こども園・幼稚園教職員等と小学校教員を対象とした施設類型を越えた合同会議や研修を行い、幼児期及び幼保小接続期の教育の質を保障する施策を一層推進していく。

市町村教育委員会を通じ、地域の子育てサークル等に家庭教育支援チームとしての登録を呼びかけるとともに、すでに登録されている家庭教育支援チームの交流の場とするため家庭教育支援セミナーを開催した。引き続き、市町村の家庭教育担当者と連携しながら家庭教育支援チームの登録数の増加に向け取り組んでいく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■家庭教育支援チームについて** 　支援活動停止・登録削除した団体２チームの事由は何か。 **■就学前教育アドバイザーについて** ・就学前教育アドバイザーの研修は行っているのか。アドバイザーの資質向上のため県として研修方法を開発する必要があるのではないか。 ・数値的にはさまざまな取組の効果が出ていると評価できる。ただ、就学前教育アドバイザーによる講座等を活用できていない県内の国公私立園所が３割である背景と事由は何か。

県教委の 考え方	**〇家庭教育支援チームについて** 　１団体は、人材不足により活動を行うことが困難になったため、もう１団体は、ＮＰＯ法人を解散したため、家庭教育支援チーム登録取消の申し出があり、文部科学省に報告し、登録が削除された。 **〇就学前教育アドバイザーについて** ・義務教育課に就学前教育センターを設置し、就学前教育アドバイザー（非常勤２名）を配置している。アドバイザーは幼稚園、こども園、保育所等の管理職経験者で、県内全ての就学前教育施設での教育・保育の質向上のため、市町村等への支援や人材育成に係る調査研究の成果を発信している。アドバイザーの資質向上に向けては、毎年開催される、文部科学省主催の指導主事会議や文部科学省・こども家庭庁主催の中央セミナー等に参加するなど、常に就学前教育に関する最新の動向を把握できるよう努めている。 　今後も、市町村や園所のニーズを把握しながら研修内容等の改善を図り、本県の就学前教育がさらに充実するよう取組を進めていく。 ・各地域等において就学前教育アドバイザーを招聘した講座の開催が増えたことにより、年々独自で幼小の合同研修を開催する市町村が増える等、各市町村において幼小接続の意識の高まりがみられた。なお、活用できていない３割については、独自の園所の経営方針を持つ私立園所がほとんどである。引き続き、はばたくならの普及等を通じて、施設類型を越えた研修の一元化や域内全体での取組の共有、就学前教育の人材育成に取り組んでいく。

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

（２）健康教育の充実

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	令和３年度から実施	64.5%	65.9%	71.5%	70.0%
②	小学校 55.0% 中学校 56.7% 高等学校 90.2% 特別支援学校 100%	小学校 49.5% 中学校 51.5% 高等学校 97.3% 特別支援学校 100%	小学校 65.9% 中学校 60.0% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	小学校 94.4% 中学校 81.3% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	小学校 92.4% 中学校 90.8% 高等学校 100% 特別支援学校 100%

現状と課題

昨年度までに引き続き、学校におけるアレルギー対応についての研修会を開催し、各学校における組織的な体制づくりや、事故の再発防止について周知啓発を行っている。各学校におけるアレルギー対応に関する校内研修の開催率は、70.0%（前年度比 1.4%減）ではあるものの、毎年継続した実施が定着してきている。一方、アレルギー事故の報告件数は増加傾向にあり、令和７年２月時点で 57 件に達した。

また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化に伴う様々な健康課題に対応するため、学校保健委員会を開催し、健康課題の改善に向けて協議することが重要である。学校三師の協力もあり、学校保健委員会の開催率は全体として増加傾向にあるが、今後その内容の充実を図ることが課題となる。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより、研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催４回以上 年間参加者 600 人以上	県教育委員会主催の研修会の開催 10 回 年間参加者 677 人
②	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。	学校保健委員会の開催率 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	学校保健委員会の開催率 小学校 92.4% 中学校 90.8% 高等学校 100% 特別支援学校 100%

成果と今後の展開

医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携を図り、県教育委員会主催の研修会を 10 回開催し、教職員や管理職の資質向上に取り組むことができた。その結果、研修内容にシミュレーション研修を取り入れるなど、緊急時対応に備えて工夫する学校が増加した。今後、各学校における研修会の開催率を増加させるため、研修会に参加した教職員等の指導力向上に向けた研修内容の工夫や講師選び等に更に注力したい。

また、アレルギー事故を防止するため、令和６年度中にアレルギー対策検討委員会を設置し、専門家からの指導助言をもとに、対応マニュアルの作成や見直し、全職員の共通理解のもとでアレルギー事故防止等の啓発に努める予定。

学校保健に係る研修会等の機会がある度に学校保健委員会の開催の必要性を周知し、学校保健委員会の開催率及びアレルギー対応に係る校内研修会の開催率の向上に努めた結果、学校保健委員会について小学校の開催率はほぼ横ばいであったものの、中学校の開催率は向上した。今後も引き続き、小・中学校における開催率の向上に努める。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■アレルギー対応について** ・各学校におけるアレルギー対応に関する校内研修の開催率が過年度より相対的に増加していることは高く評価できる。ただ、それにも関わらず、アレルギー事故の報告件数が増加していることの背景と事由についてどのように理解と解釈をしているか。 ・アレルギー対応に関する校内研修の開催率は 70.0%が現状であるが、令和３年度からあまり増加していない。定着はしてきていると評価されているが、校内研修の開催率は７割で大丈夫か。各校で作成している事故対応マニュアルはいざという時に役立つ状況か。学校保健委員会の開催率はコロナ禍から順調に上がってきていると思う。 ■教職員の研修について 　学校で実施すべき研修が多いと思う。研修を実施する上での改善策や優先順位はあるのか教えていただきたい。 ■テーマ１について 　テーマ１「こころと身体を成長に合わせてはぐくむ」は、命に直結する部分であるという緊張感をもって、預かった命を安全安心に育てていくという根幹からずれない取組をお願いしたい。

県教委の 考え方	**○アレルギー対応について** ・アレルギー事故の報告件数が増加傾向にある背景には、アレルギー疾患を有する児童生徒数が増加していることなども影響していると考える。現在、各学校では「学校におけるアレルギー疾患対応指針」（令和２月11月改訂　奈良県教育委員会・奈良県学校保健会）を参考にしながら、各学校において学校長を中心としたアレルギー事故対応推進体制を構築し、全学校規模でアレルギー事故が発生した際の緊急対応に取り組んでいるところである。また、県教育委員会では、指針に基づき学校で起こった事故やヒヤリハット事例の把握と指導、消防機関等との連携並びに教職員に対する研修会の実施などに注力している。その結果、県内各学校における校内研修の実施回数は増加したものの、その研修内容は事故が発生した際の緊急対応、例えばエピペンの扱い方に関する研修等が主となっており、事故の未然防止に向けたリスクマネジメントに関する内容が少ないのが実態である。そこで、県教育委員会では令和７年２月に「奈良県学校におけるアレルギー対策検討委員会」を設置し、同年３月に「第１回奈良県学校におけるアレルギー対策検討委員会」を開催した。委員会では学校から報告のあったアレルギー事故の内容について専門医等の意見を拝受しながら検証し、事故を未然に防ぐための改善策を学校に差し戻すことで今後は未然防止につなげていくことを目指している。 ・様々な内容の研修を実施しなければならない学校の現状において、例えば心疾患を持った児童生徒が入学してきた年にはＡＥＤに関する研修を優先する、てんかんなどの持病を持つ児童生徒がブコラムなどを学校で預かってほしいと言ってきた年にはブコラムの扱い方に関する研修会を優先させるなど、毎年アレルギーに関する研修が開催できる現状にないことは認識している。しかし、「学校生活管理指導表」が提出されたときや、エピペンを処方される児童生徒が入学してきた際には原則としてアレルギー対応に関する職員研修を開催するべきであり、今後も引き続き研修の重要性について周知していく。 　また、各学校に対し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の中で、食物アレルギーの事故対応としてマニュアルを作成するようお願いしている。その作成率は幼稚園 85.7%　小学校 95.9%　中学校 87.5%　高等学校 72.2%　特支特別支援学校 70.0%　となっている。今後、引き続きマニュアルの作成を働きかけるとともに、研修の中でマニュアルを積極的に活用するなど、より実践的な研修内容となるよう働きかけていく。 ○教職員の研修について 　命に関わる研修は広く教員全体に実施しなければならないと考えている。急な事故等の発生に際し、臨時に実施する研修等もあるが、各学校で計画する研修も多くなっている。研修の時間や教員の勤務等について、丁寧に精査しながら適切に進めていきたい。

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

（３）食育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加
②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%	小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%	小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%	小学校 82.4% 中学校 78.6% 高等学校 91.7% 特別支援学校 100%	小学校 83.2% 中学校 71.8% 高等学校 88.9% 特別支援学校 100%
②	26.5%	28.5%	29.5%	30.6%	30.8%

現状と課題

各学校では学校教育活動全体を通じた食育の推進を図るため、食育推進委員会等を開催しているが、開催率は、令和５年度に比べ小学校、特別支援学校では微増、維持している。中学校、高等学校においては減少したものの、令和２年度の目標策定時から比べると全校種で開催率は増加傾向にある。教科等横断的な視点をもち組織的・計画的かつ継続的に食育を推進するに当たり、推進委員会等を中心として成果と課題を検証し、教職員間で共有することが重要である。そのため今後も食育推進委員会等の開催率の増加が課題といえる。

地場産物の学校給食における活用率については、令和５年度から僅かながら増加した。近年の食材費の高騰により、地場産物の積極的な活用が大変厳しい状況にあることが課題である。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(前年度比)	小 85.0%⇒88.0% 中 79.0%⇒82.0% 高 14.0%⇒11.0% 特 90.0%⇒100.0% （Ｒ５）　（Ｒ６）
②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加（前年度比）	30.6%→30.8% （Ｒ５）（Ｒ６）

成果と今後の展開

昨年度に引き続き、管理職及び栄養教諭等を対象とする研修会を通じて、「食育の日」を活用した取組の実施を啓発したことで、小、中学校で取組率の増加がみられた。取組を行った学校の多くでは、学校給食において特別献立を実施し、学校給食を活用した食に関する指導が行われていた。また便り等を通じ広報活動も行われており、毎月の「食育の日」が学校教育活動に組み込まれ継続的な取組となっていた。今後も研修会等を通じて「食育の日」の取組を食に関する指導の全体計画に位置付ける等、食に関する指導が継続的に進められるよう啓発に努めるとともに、食育推進委員会等の校内組織を中心とした学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な取組の重要性について周知に努めたい。

県教育委員会と県農林部、ＪＡ奈良県が地域の関係機関と連携し、地域の実情にあった活用方法を協議した結果、年々活用率は増加している。学校給食に地場産物を取り入れた際には、栄養教諭等が食に関する指導を行うなど、児童生徒が地域への理解を深め、感謝の念を育む取組も積極的に行っている。更なる推進のため、県内の先進事例を紹介するなど引き続き関係機関との連携に努めたい。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■食育推進委員会について** 　食育推進委員会を各学校で開催されているが、どのような内容で取組をしているのか。 **■食育の日の取組について** 　相対的に丁寧な取組が結実していると評価できる。ただ、「食育の日」を活用した取組を実施した学校が相対的に増加したとのことだが、「取組を行わなかった学校」、あるいは「取組を行えなかった学校」にどのような事由があったのか。校種や地域差はあるのか。

県教委の 考え方	**○食育推進委員会について** 　食育推進委員会では、各学校における「食に関する指導の全体計画」の作成をはじめ、食に関する指導における諸課題の改善に向けた検討などについて学校長を中心とした組織体制のもとで取り組んでいる。 **○食育の日の取組について** 　県教育委員会としては「取組を行わなかった」「取組を行えなかった」と回答した学校が食に関する指導を行っていないわけではなく、「食に関する指導は日常的に実施しているが、「食育の日」を強く意識しているわけではない。」というのが実態ではないかと捉えている。実際に「食育の日」に限らず、栄養教諭の努力と工夫により、地場産物の活用、郷土料理や季節に合わせた献立の導入などの創意工夫が地域の偏りなく日常的に見られる。 　今後はこれまで以上に６月の「食育月間」や毎月 19 日の「食育の日」を意識し、献立への反映にとどまらず、給食だよりの発行や栄養教諭と連携した食に関する指導の充実など学校給食への興味関心を引き出す取組に注力するよう呼びかけていく。

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

（４）体力の向上と運動習慣の定着

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上	全国調査全国平均レベルの維持
②	運動習慣向上のための取組の推進	「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携の推進	学校間連携に係る打合せ実施率の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル	中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男子、中学生は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男・女 中学生男・女 全てで全国平均以上となった。	小・中学生男子で全国平均以上となった。
②	5,480 件	6,666 件	3,469 件	3,089 件	スプリング　543 オータム　1,261 ウインター 1,463
③	－	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発３回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発３回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発３回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発３回

現状と課題

体力テストにおいては、小・中学生男子で全国平均を上回った。特に中学生男子は、昨年度までの低下傾向から向上に転じた。一方で、依然として中学生女子の体力低下傾向が継続している。運動習慣などに関するアンケートの結果、「平日のテレビ・スマートフォン・ＤＶＤ等の視聴時間が５時間以上の割合」や「体育の授業を除く１週間の総運動時間が１時間未満の小・中学生の割合」が全国平均より高いことから、「外遊び、みんなでチャレンジ！」等、運動に親しむ機会の創出に努めている。引き続き、多くの児童が参加するよう啓発が必要である。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を開催する。	年間３回	年間３回
②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成(登録)に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録校数増加（前年度比）	34 校（＋11）
③	体力向上に係る校種間(小・中・高等学校)連携のための研修会を実施する。	年間３回	年間３回

成果と今後の展開

小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を年間３回開催し、437 名の教員が参加した。「体育の授業を充実させ、運動好きな子どもを育てる」を合い言葉に、教員の資質向上につなげることができた。

「外遊び、みんなでチャレンジ！」については、体力的課題に対応した実施種目の追加、一人一台端末を利用し GoogleForms によるオンライン登録とするなど、内容の充実や利便性の向上を図った。今後も引き続き研修やチャレンジの内容の充実を図り、児童生徒の体力向上や体育科教育の充実・発展に努めたい。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■「外遊び、みんなでチャレンジ！」について** 約 180 校ある奈良県の小学校の内、登録校数が 34 校ということについてどのように捉えているか。 **■体育施設について** 気温の上昇にともなう体育館の空調設備、プールの屋根の設置等はどのような現状か。設備の充実について今後の予定などはあるか。 **■水泳授業について** 水泳授業の日数確保やプールの老朽化等の事情により外部委託する自治体もあるが、奈良県での実施状況はどうか。問題点や今後の検討事項はあるか。

県教委の 考え方	**○「外遊び、みんなでチャレンジ！」について** 「外遊び、みんなでチャレンジ！」の取組については、コロナ禍以前は各学校での取組を発表する場として県教委主催によるイベントを開催し、上位入賞者を表彰するなどの取組を実施していた。その結果、確かに現在よりも参加校数は多かったものの、「運動好きを育てる」という本来の目的から逸脱し、競争に走ってしまう傾向が強まってしまった。また、休日にイベントを開催することで引率業務等により、教員の働き方にも影響を及ぼしていた。そこで、県教育委員会では、イベントの開催を取りやめ、ＩＣＴを活用しながら児童個人が自分たちの意思により、無理なく運動に親しむことができるものに内容の変更を図ってきたところである。 その結果として登録校数が減少したことは残念であるが、今後も登録校数を徐々に増加させ、一人でも多くの「運動好きを育てる」ことができるよう、引き続きチャレンジ内容等を工夫しながら、取組を続けていく。 **○体育施設について** 県立学校の体育館の空調設備については、特別支援学校を優先して設置を進め、令和８年度末の設置完了を目指すこととしている。高等学校については、特別支援学校の設置完了後に着手予定の計画を前倒しして、令和６年度から着手し、早期の設置完了を目指すこととしている。 プール施設の老朽化や災害級の高温による熱中症対策による対応については、学校周辺の公共施設や民間施設などの活用等が可能かどうかも含め、例えばプールサイドへの日よけの設置など必要に応じて検討したい。 **○水泳授業について** 近年学校のプール施設の老朽化や気温上昇を理由に、外部の施設を活用した水泳授業に取り組む自治体や今後委託を検討している自治体が徐々に増えつつあることは認識している。メリットは、きちんと水質管理された室内プールで、天候に左右されることなく授業を実施できることである。一方で課題としては、バス等での移動が必要となり、十分な実技時間の確保が困難であることや、施設によっては一般の方との共有により数レーンしか使えないため、一斉授業の展開が困難であることなどがあげられる。また、問題点として、市町村教育委員会の担当者や教職員の中には水泳授業の外部委託と勘違いし、施設所属のコーチに授業を放任しても良いという間違った認識をしている方がいる点があげられる。外部施設を活用した水泳授業の在り方について、今後も機会あるごとに丁寧に周知していく。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（１）主体的・対話的で深い学びの実現

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標
②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上
③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上
④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進	全国学力・学習状況調査 授業時間以外に普段全く読書をしない児童生徒の割合の減少

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を１回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を１回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を１回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を１回ずつ開催 学ぶ力育成実践研究事業の公開授業８回及び学ぶ力育成フォーラム１回開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を１回ずつ開催 学ぶ力育成実践研究事業の公開授業15回及び学ぶ力育成フォーラム１回開催
②	小 63.0% （全国 65.2%） 中 65.5% （全国 66.3%） （Ｒ１）	小 65.0% （全国 67.5%） 中 58.0% （全国 60.9%）	小 62.5% （全国 64.4%） 中 59.0% （全国 60.2%）	小 63.5% （全国 64.9%） 中 58.5% （全国 60.4%）	小 65.0% （全国 65.6%） 中 54.0% （全国 55.3%）
③	－	県独自調査項目の開発完了	予備調査を実施	肯定的回答の割合 小 70.1% 中 57.2% 高 58.0% 特 56.9%	肯定的回答の割合 小 72.3% 中 59.8% 高 56.7% 特 65.9%
④	小 22.6% （全国 18.7%） 中 43.5% （全国 34.8%） （Ｒ１）	小 27.1% （全国 24.0%） 中 47.3% （全国 37.4%）	小 29.9% （全国 26.3%） 中 47.3% （全国 39.0%）	小 28.8% （全国 24.5%） 中 43.9% （全国 36.8%）	Ｒ６年度の全国学力・学習状況調査、質問事項なし

<table>
<tr><td>現状と課題</td><td>各学校において各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図られるよう、教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ１回ずつ開催した。全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和５年度に引き続き令和６年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。また、県独自調査において、学習意欲に関する「勉強していて新しいことを知ることは楽しい」「わからない問題も、すぐあきらめず、いろいろ考えようとする」「自分で目標や計画を立てて勉強している」の３つの質問項目は、令和５年度に比べて、小学校、中学校、特別支援学校において肯定的回答率が向上した。学ぶ力育成実践研究事業において公開授業及び協議、学ぶ力育成フォーラムにおいて本事業協力校の成果等の周知を行うなど、本県の学校教育の質の向上を図っているところである。今後も各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めるよう、県から実践事例の周知を行うなどして支援を行っていく必要がある。</td></tr>
<tr><td>令和６年度
の取組

No.は実現目標のNo.と対応</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>取　組　内　容</th><th>Ｒ６目標・目標値</th><th>Ｒ６現状値</th></tr>
<tr><td>①
②
③</td><td>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。</td><td>教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催</td><td>２回開催</td></tr>
<tr><td>①
②
③</td><td>教育セミナーの実施
奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による特別講演において教育に関する最新の情報を提供する。</td><td>参加者の満足度 90%以上</td><td>特別講演 94.2%
研究発表等
96.8%</td></tr>
<tr><td>③</td><td>学習意欲に関する県独自調査を実施する。</td><td>学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上</td><td>肯定的回答の割合
小 72.3%
中 59.8%
高 56.7%
特 65.9%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td rowspan="2">学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。</td><td>読書が好きと回答する児童生徒の割合全国平均以上</td><td>Ｒ６年度の全国学力・学習状況調査、質問事項なし</td></tr>
<tr><td>学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下</td><td>Ｒ６年度の全国学力・学習状況調査、質問事項なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>成果と今後
の展開</td><td>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、「学びに向かう力、人間性等」の育成を一層充実させ児童生徒の学習意欲向上に資するよう、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。
また、学ぶ力育成実践研究事業において、各教科等における「指導と評価の一体化」の実現に向けたICTの活用をテーマに、協力校15校で公開授業と研究協議等による研修会を開催した。加えて、学ぶ力育成フォーラムにおいて、本事業協力校の成果等の周知、協議や講演を行った。学ぶ力育成に係る研修の今年度の参加者は145名であり、来年度は、これらの取組を通して本県の学校教育の質の向上を図っていく。
令和６年度の教育セミナーは、「新しい時代に求められる学びの創造」をテーマに、県内教育関係者等の理解を深める機会として開催した。Part１を７月23日（火）に集合型で開催し、特別講演のほか、教育研究所の各部による研究発表等を行った。また、Part２は、８月23日（金）までの１か月間、教職員研修に関するコンテンツの公開や、Part１の特別講演及び研究発表等を録画した動画の配信をオンデマンドで行った。長崎県立大学長浅田和伸氏による特別講演に対する参加者の満足度は94.2%、研究発表等に対する満足度は96.8%であり、令和５年度同様肯定的な回答を得た。今後も、教職員が学び続けるために役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を深めやすい時期や参加方法を検討していく。
読書活動に関しては、「学校図書館担当者協議会」や「子ども読書活動推進フォーラム」等を開催し、学校図書担当者や子どもの読書活動に関心のある学校関係者以外の方々を対象に子供の読書活動の推進に向けた研修の場を設けた。併せて113名の方が参加し、情報交換や今後の取組に向けた協議を行った。来年度も、学校・家庭・地域等が連携し、学校図書館の環境整備や読書に関する取組の充実等により県内の読書活動を充実させていく。</td></tr>
</table>

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■全国学力・学習状況調査について** 　結果が全国平均以上とする目標値には届いていないので、引き続き指導の充実に向けた方策を実施されたい。 **■学習意欲の向上について** 　高等学校の肯定的回答の割合が前年度より下がっているため、高等学校の学習意欲喚起の方策を実施されたい。また、現在どのような方策を取っているのか。各学校任せになっていないか。 **■読書活動について** ・県内学校として授業時間以外に普段全く読書をしない児童生徒の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比べると特に中学校が思わしくないので、さらなる方策の展開を期待する。 ・学校図書館と県立図書館等との連携は検討しているのか。地域全体で読書活動を支える仕組みを検討すべきではないか。 ・デジタル書籍が普及する中で、読書の意味合いが変化しており、その影響について考える必要がある。施策に示す読書活動とは、紙媒体の書籍を読むことか、デジタル書籍を読むことも含むのか。

県教委の 考え方	**○全国学力・学習状況調査について** 　本調査問題及び調査結果の分析を通して本県の課題を把握し、市町村教育委員会や各学校の教員を対象に、各学校における指導改善につながる取組が進められるよう、調査問題及び調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を市町村教育委員会や各学校の教員を対象に開催する予定である。 　また、国語、算数・数学の教科等研究会と連携し、教科調査で見られた課題を改善するための指導の在り方について、研修会等で周知していきたいと考えている。 　さらに、本年度より指導力の高い教員を奈良県教育委員会授業力向上指導委員として任命し、本調査問題を活用した授業実践を公開したり、各学校の校内研修等において指導改善のポイントについて助言したりするなどして、各地域・学校における指導改善の取組を支援していく。 **○学習意欲の向上について** 　すべての高等学校において、高校生の学習意欲と関心を喚起し、高校生一人一人の能力を最大限引き出すことができる教育の実現を図るため、教育課程研究集会や学習指導研究会等における教員研修をとおして指導の在り方を見直すとともに、県立高等学校の普通教室に電子黒板を導入し、探究活動や生徒主体の活動が授業の中心になるよう取り組んでいる。 **○読書活動について** ・毎年、「子ども読書活動推進会議」を開催し、県、市町村、学校、関係機関、民間団体等の代表者と取組の報告や情報交換を行うなど、関係者と連携し子どもの読書活動の推進を図っている。 　また、各学校の教員、市町村教育委員会の学校図書館担当者、子ども読書活動推進担当者、各市町村立図書館の子ども読書推進担当者に加えて、読書活動に関心のある県内の方などを対象としたフォーラムを開催し、学校図書館の利用促進や、地域との連携等、好事例の紹介など情報の共有をし、地域全体で子どもの読書活動について考える機会としている。 　加えて、学校図書館担当者を対象とした協議会では有識者による講演を行うなど、司書教諭や学校司書をはじめとする学校図書館担当者の資質向上を図っている。 　本年度は、「子どもの読書活動推進アクションプラン」を策定し、児童生徒の読書活動を推進していく。 　現在の読書活動の主流は紙媒体であると認識している。県内においては、電子書籍サービスを導入して紙と電子を併用する学校も増えつつあり、今後の読書活動の推進における両者の在り方について検討していきたい。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（２）教職員の資質向上

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備	定性的目標
②	研修講座の内容の充実	研修講座が活用できると回答した割合 90%以上の維持
③	ＩＣＴを活用した研修講座の実施	実施回数の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	奈良県教員等育成協議会 令和３年２月開催	奈良県教員等育成協議会 令和４年２月開催	奈良県教員等育成協議会 令和５年２月開催	奈良県教員等育成協議会　第１回目は令和５年 11 月開催、第２回目は令和６年２月開催	奈良県教員等育成協議会 令和７年２月開催
②	98.2%	97.9%	98.0%	98.2%	98.6%
③	緊急対応の実施のみ	ＩＣＴを活用した遠隔の研修を 56 講座実施	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用

現状と課題

令和６年度は、「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」の改正を行うため、奈良県教員等育成協議会を２月に開催し、協議を行った。

研修内容に応じて、ＩＣＴを活用したオンライン（同時双方向型・オンデマンド型）による研修を62講座実施した。また、全研修講座において、クラウドサービスを活用して研修講座運営（申込、連絡、資料の共有、振り返りアンケート等）を実施した。

「個別最適な学び」や「協働的な学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示され、時代の変化に対応できる教職員の資質向上に向け、研修観を転換する等、新たな研修が求められている。令和７年度版「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づいて研修体系を見直し、「研修観の転換」に向けた新たな取組が必要である。

<table>
<tr><td>令和６年度
の取組

No.は実現目標のNo.と対応</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>取　組　内　容</th><th>Ｒ６目標・目標値</th><th>Ｒ６現状値</th></tr>
<tr><td>①</td><td>「新たな教師の学び」の実現に向け、令和５年度に改訂した育成指標及び教職員研修計画及びこれらに基づく研修体系の見直しを図り整備する。</td><td>奈良県教員等育成協議会で指標及び計画について協議し、研修体系について見直し等を行う。</td><td>奈良県教員等育成協議会を令和７年２月に開催し「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」等の見直し及び研修体系の協議を行った。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>受講者に対するアンケート等による評価と研修担当者による評価を行い、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。</td><td>受講者アンケートで 「実践に活用できる」と回答した受講者の割 合 90%以上 研修担当者評価で受講者の理解に関する到達度 80%以上</td><td>受講者アンケート
98.6%
研修担当者評価
82.5%</td></tr>
<tr><td>③</td><td>クラウドサービスを活用した県立教育研究所における研修受講システムと教職員の研修履歴システムの連動を図る。</td><td>全研修講座において、 申込・受講決定・受 講・受講認定・記録な どの一連の流れについて、クラウドサービス を活用する。 オンデマンドやオンラインによる研修 50 講座以上実施</td><td>全研修講座運営において、クラウドサービスを活用。オンラインを取り入れた研修講座数 62 講座</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>成果と今後
の展開</td><td>令和５年度の育成協議会を経て策定された、「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」のもと、令和６年度は、研修内容に応じて遠隔研修や対面集合型研修を実施した。研修講座運営に関わるクラウドサービスの活用とともに、事前研修におけるオンデマンド研修の実施等、研修講座の充実を図ったことで、受講目的達成度は98.6%で満足度は高かった。研修担当者による研修講座については、受講者の理解に関する到達度は82.5%の評価であった。
令和７年度版「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づいて、研修の目標や適切な評価を明確に設定するとともに、「探究型研修」の開発や多様な研修方法を取り入れた研修を計画し、「研修観の転換」に向け、研修体系の見直しを図っていく。
「新たな教師の学びの姿」を実現するために、学校管理職との対話に基づく受講奨励において、一人一人の教職員のキャリア形成に研修履歴が効果的に活用できるよう「研修履歴活用アプリ」を運用していく。</td></tr>
</table>

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■探究型研修について** 「探究型研修」に関わって、研修講座の具体的内容について説明を願いたい。また、受講された教員からの感想があれば教えていただきたい。 **■クラウドサービスを活用した研修講座について** ・参加者から提出された振り返りアンケート等は、個人の振り返りとしての位置付けなのか、研修デザインに反映されるものなのか。 ・目標値が「実施回数」という定量であるため、表に具体的な数字を入れてもらいたい。

県教委の 考え方	**○探究型研修について** 「新たな教師の学びの姿」の実現のためには、研修参加者それぞれが課題意識をもち、学校現場において試行錯誤しながら実践をする中で、学びを深めていけるような、参加者が主体的に学ぶ研修が必要と考える。教職員自身の実践や経験、価値観を捉え直す、「対話と省察」を軸とする研修を「探究型研修」としている。具体的には、まず研修において理論を学び、学んだことを学校現場で実践し、そして、再度研修において、実践したことを省察するといった、「理論と実践の往還」を意識した複数日にわたって行う研修としている。「探究型研修」については、受講者は１日目にオンデマンドで理論を学び、２日目は参集し、受講者同士で考えを交流し、実践につなげる。３日目に研修から実践をとおした学びをまとめるという３日間のパッケージの研修を考えている。受講している教員からは、深い学びになっているとの感想が聞かれている。よりよい研修の実施に向け、教員自身が自分自身で学ぼうという意欲につながるような研修も含めて取り組んでいく。 **○クラウドサービスを活用した研修講座について** ・研修講座に関するアンケートについては、各受講者の学びの振り返りであるとともに、記載内容をもとに研修実施者が、当該講座の目標・目的がどの程度達成されたかを分析し、次年度の講座企画・運営に反映させている。 ・オンライン研修については、令和３年度は 56 回、令和４年度は 57 回、令和５、６年度は 62 回実施した。なお、全研修講座において、講座申込から研修受講後のアンケートの実施についてクラウドサービスを活用している。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（３）魅力と活力あるこれからの高校づくり

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	県立高等学校における中期計画の策定	全校で策定
②	学科・コースの特色化	学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	－	全校で策定 （Ｒ４．６.30）	全校で策定	全校で策定	全校で策定
②	奈良南高校開校情報科学科・総合学科を設置 榛生昇陽高校に専攻科を設置 （Ｒ３．４．１）	奈良南高校に専攻科を設置 （Ｒ４．４．１）	奈良南高校に専攻科を設置	奈良南高校専攻科を建築学科に一本化 山辺高校に通信制課程を設置 （Ｒ６．４．１）	各校における学科・コース等の特色化の推進・内容の充実

現状と課題

学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定について規定した。各校において、同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進することが求められている。

また、平成 30 年 10 月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和６年度は、各校における教育内容の充実や特色化の推進に取り組んだ。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施	各校における令和６年度末の目標値の達成率70%以上	78.6%
②	県立高等学校適正化実施計画の推進	関係学校及び学科等における教育内容の充実	各校における学科・コース等の教育内容の検討・充実

成果と今後の展開

魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッション及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を行っている。令和７年度は、第３期奈良県教育振興大綱及び新しい奈良の学び推進プランをもとに、中期計画の見直し・再策定を行い、これらをもとにした進捗管理から、「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していく。

また、「県立高等学校適正化実施計画」に従い、学校、学科等の新設等を進めてきた。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■スクール・ポリシーについて** ３ポリシーの策定は全県立学校で完了したのかどうか。完了したとして、３ポリシーの活用状況はどうか。作っただけになっていないか。 **■定時制、通信制課程について** 生徒のニーズが変わっていく中で、今後の定時制、通信制課程についてイメージがあれば教えていただきたい。

県教委の 考え方	**○スクール・ポリシーについて** スクール・ポリシーについては、令和４年４月１日施行の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正を受けて、令和４年度当初に全ての県立高等学校において策定を完了している。各県立高等学校では、「奈良の学び推進プラン」（令和３～６年度末）を踏まえ、スクール・ポリシーとともに学校の教育活動に関する様々な目標を設定した中期計画を定めた。併せて、年度毎に設定した目標の達成度について外部評価も受けながら、改善方策を検討し、次年度の取組に生かせるように学校評価総括表にまとめている。各校では中期計画、学校評価総括表を学校Web ページ等で公開しているところであり、現在、令和７年３月に策定された「第３期奈良県教育振興大綱」、「奈良の学び推進プラン」を踏まえて、令和７～10 年度末を対象期間とする中期計画を策定中である。 特別支援学校では、令和４年に各校において中期計画を作成し、教育目標や運営方針を示している。毎年、中期計画に基づいて学校評価総括表を作成し、達成状況を評価することで、次年度の取組に生かしている。 **○定時制、通信制課程について** 定時制課程に通う生徒の背景は設置した頃に比べて変化し、定時制課程は多様な学びのニーズへの受け皿としての役割を増している。通信制課程ではオンラインやオンデマンド等の教材を活用し、社会や人とのつながりを確保しながら高等学校卒業資格を取得することが可能である。また、全日制課程の学校が通信制課程の学校と連携をとり、通信制課程の学習を活用して単位を履修・修得し、卒業できる制度も設けている。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（４）ＩＣＴを活用した教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	教職員の情報活用指導力の向上　※１	回答率 85%
②	統合型校務支援システムの導入	導入率 100%
③	学習用ＩＣＴ環境の充実(大型提示装置)　※２	整備率 100%

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	61.0%	73.3%	75.6%	76.3%	78.1%
②	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)	96.6%(校) 87.5%(市町村)	96.1%(校) 85.0%(市町村)
③	60.3%	65.5%	72.4%	77.7%	82.9%

※１　文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合
※２　※１の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」

現状と課題

県が市町村と協力して、１人１台端末の活用に関するアカウント管理、アプリ開発等を行い、ヘルプデスクに常時問い合わせができる「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を設置し、全市町村参加のもと運用している。これにより教職員の ＩＣＴ利用環境は大きく改善された。

統合型校務支援システムの導入については、県立高校入試において出願等を電子化することにより導入が進んだが、令和７年９月にシステム更新が控えているため、未導入の自治体において新規導入は見送られた。令和７年９月の更新に際しては全ての自治体での導入を目指す。

教員の「授業に ＩＣＴを活用して指導する能力」は上昇しているものの、全国平均を下回った。県立高等学校等への電子黒板の導入は令和６年度に全ての学年の普通教室に電子黒板の設置を完了した。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	教育におけるＩＣＴ活用に関する研修の充実と受講を促進する。	回答率(※１)80%	78.1%
②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。	導入率 98%(校) 97%(市町村)	96.1%(校) 85.0%(市町村)
③	学習用ＩＣＴ環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。	整備率(※２) 83%	82.9%

成果と今後の展開

県域での情報機器等の整備やこれまでの研修の成果により、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のＩＣＴ活用指導力」の肯定的回答状況は、全国平均並みに向上している。今後も研修内容の見直しのほか、ＩＣＴ活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修を行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。

統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値に達することができなかった。令和７年９月に導入する次世代校務支援システムにおいては、100%の導入を目指すとともに、校務のＤＸ化による業務効率化を加速させたい。

令和４年度から順次、県立高等学校の普通教室、特別支援学校の指定教室に整備を進めた電子黒板であるが、令和６年度で県立高等学校全学年の普通教室に整備が完了した。市町村立学校における大型提示装置の整備率には格差があるため、未整備の市町村に対しては大型提示装置導入を進めるよう啓発を行う。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■生成ＡＩの利活用について** ・ＡＩの教育的活用について、どのように考えているか。探究的な活動においてＡＩをどのように活用していくのか、検討していく必要があるのではないか。 ・奈良県域ＧＩＧＡスクール構想で、ＩＣＴ環境の改善が見られたが、今後の学校教育ＤＸや、生成ＡＩの利活用について、県としてどのように進めていくのかについて検討する時期と感じる。ＡＩ活用の取組状況はどうか。 ・生成ＡＩを利用するときのルール作りや、著作権教育も並行して進めていく必要があると思うが、今後、教員に対して生成ＡＩの活用についての研修は検討しているのか。

県教委の 考え方	**○生成ＡＩの利活用について** ・生成ＡＩの活用については、令和７年度文部科学省の委託事業である「ＡＩの活用による英語教育強化事業」を高等学校１校、中学校２校で実施しており、英語教育における生成ＡＩの活用場面や方法について実証研究を行っている。活用する上での留意点や教員の役割についても検証を行い、県内各校に対し、実証研究の報告を行う予定である。その事業を踏まえ、生徒の学習や教員の指導における生成ＡＩの利用について、各教科・科目で、どの場面で、どのような方法で使用するのが最も適切で効果的であるのか検討をさらに重ね、御指摘いただいている探究的な活動についても検討していく。 ・各教科の中で少しずつ活用している状況である。 ・昨年度もＡＩの活用について教員向けに提案したり事例を紹介したりしたが、今年度も実施を考えている。奈良県域ＧＩＧＡスクール構想により学校現場に生成ＡＩを含めたＩＣＴを活用する条件が整ってきているので、今後も様々な現場の声を拾い上げ、よりよい活用に努める。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（５）学校における働き方改革

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	ＩＣカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握	公立小・中学校等の割合 100%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定	実施率 100%
③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進	実施市町村数の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	県内市町村の割合 69.2%	県内市町村の割合 87.2%	県内市町村の割合 89.7%	公立小・中学校等の割合 99.3%	公立小・中学校等の割合 100%
②	－	実施率 85.0%	実施率 90.6%	実施率 86.0%	実施率 100%
③	－	２市村	３市村（＋１）	11 市町（＋８）	19 市町（＋８）

現状と課題

学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という観点から、ＩＣカードやタイムカード等により客観的に勤務時間を記録する環境整備を要請したところ、全市町村で整備が完了した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定については各学校や市町村教育委員会で取り組まれている。市町村間での情報交換や情報共有も図りながら、県として「学校における働き方改革推進プラン」実行のための後押しが必要と考える。

国の委託事業を活用し、休日の中学校部活動の地域への移行の実践に取り組む市町村数は前年度から８市町増加し、19 市町となった。また、「奈良県スポーツ・文化芸術活動指導者人材バンク」を設置し、運用開始に向けて登録者数の拡大に尽力している。県の広報誌への掲載や、各競技団体を直接訪問しての説明などを通じて、登録者数も少しずつ増え、令和６年２月時点で 80 名に達した。

保護者や生徒、教職員等、当事者となるものに対する理解促進に向けた広報活動や、地域クラブ活動の運営に必要な経費に対する補助の在り方の検討などが今後の課題となっている。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	ＩＣカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。	公立小・中学校等の割合 100%	公立小・中学校等の割合 100%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。	実施率 100%	市町村内の学校で実施した市町村の割合　100%
②	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。	整備済の市町村の割合 100%	県内市町村の割合 97.5%
③	スポーツ・文化芸術に係る指導者の確保や費用負担、環境の整備等地域クラブ活動の在り方に関する成果や課題を検証し、県下全域で共有する。	地域クラブ活動実施校の増加	39 中学校で実施

成果と今後の展開	ＩＣカードやタイムカード等を利用した勤務時間の把握の環境整備については、令和６年度に達成。「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備についても引き続き未実施の市町村に働きかけたところ、令和６年度中に整備完了する見込み。また、これまで教員が担ってきた業務の在り方の見直しを継続して行い、教員業務支援員等外部人材の拡充により更なる教員の業務負担の軽減に努める。「学校における働き方改革推進プラン」の実現に向け、全県で取組が進むよう支援を行っていく。 「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」の作成により、地域の実態に合わせた取組の参考事例等の共有を図ることで全県的な取組の拡大につなげることができている。国の事業を活用しながら各地域の実態に応じた地域移行の在り方の研究や地域移行に伴う費用負担や受け皿となる団体の育成、環境の整備等の諸課題についての検証に取り組む市町村数を増加させるとともに、県として市町村にできる支援について関係課や関係団体等と連携しながら考えていきたい。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■働き方改革の具体の状況について** ・ＩＣカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握について 100%達成されたことは素晴らしいことだと思う。適正な運用（タイムカード打刻後の勤務を行わないこと）、把握された情報の分析、分析結果を用いた長時間勤務の減少への取組（人員の配置の見直し等）を引き続き、お願いしたい。 ・ハード面はかなりすすんできていると思う。今後教員の働き方改革をさらに進めるにあたっては、どのような課題を設定するべきと考えているのか。教育の質が低下することなく、教員の勤務時間を縮減するための方策は、人員を増やすことが大前提だと思う。 ・学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場について、具体的な事例を教えていただきたい。 ・教員の未配置が多くなると、より現場の教員の負担が増える。予算面で難しい現状だが、人員確保と適切な人員配置をお願いしたい。 ・教員の人員確保について、特に難しい校種や教科等はあるのか。 ・教員の離職を防ぐため、具体的にどのような対策をしているのか。 ・心療内科等の受診予約が困難な中、例えば医療と連携したサポートなどは考えているのか。 **■講師について　※令和６年度点検・評価報告書 p.29 参照** ・ＬＩＮＥを用いた講師登録、常勤での応募がない場合の非常勤講師を任用する取組の現在の状況を教えていただきたい。 ・令和６年４月時点の未配置の人数は 35 名とのことだが、その後の増減について教えていただきたい。 **■スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業について　※令和６年度点検・評価報告書 p.29 参照** 「スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業」の実施状況について教えていただきたい。 **■育児休業等の取得について** 　育児休業等を取りやすく復職しやすい環境づくりが課題と思う。取得する教員にも、それを支える教員にもサポートをしながら進めることが大切と考える。育児休業等の取得率について、特に男性教員はどのくらい取れているのか。

県教委の 考え方	**○働き方改革の具体の状況について** ・教員の「働きやすさ」を実現するために、勤務時間等に関する制度の周知徹底、教員の負担軽減に向けた教員業務支援員、学習支援員、部活動支援員等の配置の促進などに取り組んできた。また、「学校・教師が担う業務に係る３分類」に係る取組状況では、多くの市町村で取組の進捗がみられる。さらに、教員の長時間労働の課題を是正するためには、教員の勤務時間の管理の取組を推し進めていくことが重要であるとされている。しかし、単純に勤務時間を管理するだけでは、長時間労働の解消にはつながらない。長時間労働の原因となっている要因を把握し、教員が子どもたちのために力を十分に発揮できる環境づくりを目指していくことが重要である。県教育委員会は教員が働きがいを感じ「奈良県の教員になってよかった」と思えるように学校や市町村教育委員会の支援者として取り組んでいく。 ・教職員の定数については、標準法により定められており、法を超えての定数配置は、すべて県単独措置となることから、県の財政状況を含め、大変厳しいと言わざるを得ない状況である。定数改善や様々な課題に対応する加配定数を改善・充実させることを、全国都道府県教育長協議会を通じて、国に対して要望しているところである。 ・「学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場」として、校内で推進チームを立ち上げて話し合いの場を設定することは難しくても、学校内での様々な行事や業務について職員間で、こ

	れまでの方法にこだわることなく、どのようにすればより合理的に負担を軽減できるのか、教職員が職員会議や打ち合わせの等の場で自ら考えているなどの実践がある。 ・国にも教員定数等について要望していきたい。全国的にも教員採用試験の倍率が低下している状況ではあるが、今後も働き方改革を進め、教員の確保と適切な人員配置に努める。 ・今年度実施の教員採用試験の出願倍率では、中学校においては理科、技術家庭科が低く、高等学校では国語科、家庭科、農業科が３倍に届いていない。特別支援学校も倍率が低い状況にある。一方、小学校は 3.8 倍であり、近畿府県の中では奈良県は最も高い。 ・メンタルヘルスケアに関する取組としては、相談窓口を設置し、早めに相談してもらいケアできるよう、体制を構築している。また、教員業務支援員の配置を進めており、できる限り教員の負担を減らすことで離職を減らすことにつなげたい。 ・勤務時間が長くなった教員は産業医との面談を行い、状況に応じて医療につなぐようにしている。 **〇講師について　※令和６年度点検・評価報告書 p.29 参照** ・公式ＬＩＮＥの登録者数については、令和７年４月１日現在 3,344 件となっている。常勤での応募がない場合の非常勤講師を任用する取組については今年度も継続しており、令和６年度は年度当初の講師状況を確認し５月からの対応としたが、令和７年度は４月当初から対応している。 ・県の公立小中義務教育学校の教員配置について、令和７年５月１日の時点で小学校 25 人、中学校７人、義務教育学校１人、合わせて 33 人が未配置となっていた。昨年度の５月１日時点では、小中義務教育学校合わせて 20 人の未配置があったことと比べると、さらに厳しい状況となっており、特に小学校の未配置が増加している。 **〇スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業について　※令和６年度点検・評価報告書 p.29 参照** 　学校や教育委員会から、認知行動療法を用いた児童生徒理解に関わる研修及び見立てのケース会議や保護者対応についての研修、いじめ問題の対応についての助言などに対して専門家の派遣依頼があり、大学教員や弁護士などの派遣（総数 47 件）を行った。 **〇育児休業等の取得について** 　育児休業等の取得率は年々増えてきており、特に男性の育児休業取得率は、県立学校と市町村立学校を合わせて、令和６年度 40.7%で、平成 30 年度の 2.6%から大幅に上昇している。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

（６）安全安心な教育環境の整備

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)	実施率の増加
②	県立学校施設の耐震化	耐震化率 100%
③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備 (計画対象施設：401 棟)
④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	99.0% （Ｒ１）	100%	100%	100%	100%
②	98.6% （Ｒ２．４．１）	98.9% （Ｒ３．４．１）	100% （Ｒ４．４．１）	100% （Ｒ５．４．１）	100% （Ｒ６．４．１）
③	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定 （Ｒ３．２）	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討	長寿命化整備を実施予定の棟に係る老朽・不具合箇所等調査（6校6棟）	長寿命化整備を実施予定の棟に係る整備手法の検討	長寿命化整備 （１校１棟）
④	76,607 人 （Ｒ１）	小・中 68 校 高・大 12 校 その他８校 計 88 校	小・中 93 校 高・大 14 校 その他８校 計 115 校(+27 校)	小・中 102 校 高・大　13 校 その他　12 校 計 127 校(+12 校)	小・中 107 校 高・大　12 校 その他　12 校 計 131 校(+4 校)

現状と課題

通学通園路等の安全確保の取組については、各市町村とも首長を中心とした推進体制を確立し、各市町村が定める通学路交通安全プログラムに基づき、計画的に取り組むことができている。県のホームページにおいて各市町村の取組の進捗を公表し、統括的に管理していくことで、各市町村の取組の推進を促すことにつながった。

県立学校については、建築後 40 年を経過した施設も多く、老朽化が進んでいる。その老朽化対策や機能向上が、今後の課題として挙げられる。

ナラ・シェイクアウトへの参加校数については 131 校（前年度比 4 校増）となった。「奈良県地震防災の日」に合わせ、児童生徒等の防災意識の向上のため訓練に参加する学校は増加している。今後は、地震発生時の安全確保行動にとどまらず、連動した訓練（シェイクアウト・プラスワン）の実施により、より実践的な訓練となるよう働きかけ、この先 30 年で発生する可能性が 80%程度に引き上げられた南海トラフ巨大地震等の発生に備え、自らの命を守るための行動を場面に応じて柔軟に選択できる児童生徒等の育成を図る必要があると考える。

<table>
<tr><td>令和６年度
の取組

No.は実現目標のNo.と対応</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>取　組　内　容</th><th>Ｒ６目標・目標値</th><th>Ｒ６現状値</th></tr>
<tr><td>①</td><td>学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。</td><td>学校安全計画策定率100%
危機管理マニュアル作成率 100%維持</td><td>学校安全計画策定率100%を維持
危機管理マニュアル作成率 100%を維持</td></tr>
<tr><td>②</td><td>目標達成のため特になし</td><td>耐震化率 100%
（県立高等学校分）
（Ｒ７．４．１）</td><td>耐震化率 100%
（県立高等学校分）
（Ｒ６．４．１）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>県立学校における機能向上整備を推進する。</td><td>県立高校トイレ改修の設計業務の実施（29 校 31 学舎）</td><td>県立高校トイレ改修の設計業務の実施
（25 校 27 学舎）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。</td><td>奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)
参加校の増加（前年比）</td><td>131 校（＋4 校）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>成果と今後の展開</td><td>機能向上整備については、稼働率の高い特別教室及び体育館への空調設備の設置を進めていく。また、全ての県立高校のトイレを洋式化・乾式化する「県立高校トイレピッカピカ５カ年計画」については、令和７年度以降、順次、改修工事を進めていく予定である。
奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)は、微増ではあるが参加校数は増加し、令和３年以降年々増加している。学校における防災意識が向上している結果であると考えられる。今後は、防災統括室と積極的に連携し、参加校数の増加に向けて開催方法や周知方法等を検証・見直しするとともに、ナラ・シェイクアウト等を活用した実践的な防災教育の充実・推進に努める。</td></tr>
</table>

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■通学通園路等の安全確保について** 毎年、各学校、交通安全母の会、市道路管理者、市生活安全課、教育委員会により合同点検を実施いただいていることに感謝する。安全確保については、迅速な対応がとても大切だと思う。引き続きよろしくお願いする。

県教委の考え方	**○通学通園路等の安全確保について** 通学通園路の安全確保については、知事を中心とした推進体制のもと、全県的に連携して取組を進めている。今後も引き続き、市町村や警察、道路管理者等関係機関と密に連携しながら通学通園路の安全確保に努めていく。

3 働く意欲と働く力をはぐくむ

（１）キャリア教育・職業教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充	インターンシップ参加生徒の割合の増加
②	小･中･高等学校を通したキャリア教育の推進	定性的目標

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	16.3% （Ｒ１）	12.8%	14.3%	20.4%	23.7%
②	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用

現状と課題

卒業後の進路希望が進学・就職に関わらず、社会的自立、職業的自立ができるよう、主体的に進路を決定する能力・態度を育成するキャリア教育を進めることは重要であるため、インターンシップ等を実施することは、生徒に自己の将来について考えさせるとともに、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を考えさせる上で極めて有効である。インターンシップを充実したものにするため各企業への協力依頼を継続する必要がある。

キャリア教育は小、中、高等学校と連続で考えるべきものであり、継続的・系統的に取り組むことが重要であることから、「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。	インターンシップ参加生徒の割合の増加 25.0%	23.7%
②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。	キャリア・パスポート事例等を活用した研修講座の実施	４回 101 人受講
②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。	職業教育の充実を目指す特別支援学校（高等養護学校）の就職率 85%以上	88.3%
②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。	キャリア教育支援員による高等学校支援 年間延べ 80 回以上	71 回
①	高校生の主体的な進路選択が実現するために、高校生合同企業説明会（高校２年生対象）を実施し、勤労観・職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。	高校生参加数 400 人以上	参加企業 70 社 参加生徒 144 人

成果と今後の展開

キャリア教育を進めることで、卒業後の進路希望が進学・就職に関わらず、社会的自立、職業的自立ができるよう、主体的に進路を決定する能力・態度を育成することができる。インターンシップ参加希望生徒は増加しており、協力企業増加を図った。また、アカデミックインターンシップへの参加についても推進を図った。

キャリア教育支援員等による学校への支援や企業訪問等を行うとともに、就職希望者を対象とした合同企業説明会、キャリアセミナー、アントレプレナーシップを育成するセミナーなど諸事業を行った。今後も、キャリア教育に関する取組の充実を図る。また、キャリア教育の推進に向けキャリア・パスポートの校種間連携を図る。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■インターンシップについて** ・インターンシップの具体例（職種、期間、体験内容）について紹介いただきたい。今後、より様々な職種、実務に近い体験ができる場が増えればいいと思う。 ・デュアルシステムとインターンシップについては、生徒にアンケートを行う等して、どのようなインターンシップに参加したいかなど、生徒の希望も取り入れていただきたい。 ・高校生のインターンシップ先に幼稚園、小学校、中学校などの教育機関は想定していないのか。 **■幼児教育におけるキャリア教育について** ・キャリア教育は幼児教育との連携も必要ではないか。幼児教育にキャリア教育の視点を入れ、さまざまな職業に触れることにより、社会とのつながりを意識できるようになるのではないか。 **■キャリア・パスポートについて** ・キャリア・パスポートの有効活用方法について、研修やマニュアルがあるのか。

県教委の 考え方	**○インターンシップについて** ・高校教育課が所管しているキャリアサポートセンターを中心として、高等学校におけるインターンシップの推進を図っている。具体的には、夏・冬・春の年３回、インターンシップを実施している。期間は１～３日間程度で、職種は、医療・福祉関連、宿泊・飲食サービス業、卸売業・小売業、製造業等多岐にわたっている。また、公立の図書館や、県庁、自衛隊等での施設見学や体験も募集している。また、インターンシップとは別に、例えば、怪我等の危険を伴う現場実習が多く、インターンシップを実施しにくい建設業について、建物をつくる工程で関わる様々な関連会社の担当者から各職種の業務説明を受けたり、体験したりできるキャリアセミナーも県立教育研究所で実施している。 ・インターンシップに参加した生徒に対しては、事後のアンケートを行い、次年度につなげるようにしている。 ・幼稚園（こども園）、小学校、中学校へのインターンシップを実施したり、授業や行事等でも訪問したりしており、学校ごとに取組を進めている。 **○幼児教育におけるキャリア教育について** 　委員御指摘のとおり、幼児期において、遊びや生活の中で自分らしさを発揮する体験を通じて、自ら考え、行動し、周囲と協調する力など、キャリア発達の基礎となる力を育むことが重要である。幼児期は「キャリア発達の出発点」として位置付けることができ、遊びや生活はキャリア教育の土台となる。 　各園所では、自分の好きなこと、得意なことを遊びや生活を通して知り、「できた」といった体験を積み重ねて自己肯定感の土台を身に付けたり、人との違いを知り、協力やルールを学ぶ中で社会性を身に付けたりしている。また、ごっこ遊びや絵本等を通して、働くことの意味や楽しさに触れる取組も進められている。 　幼稚園教諭等を対象とした教育課程研究集会等で好事例等を紹介し、キャリア教育の視点を意識した実践事例を紹介するなど、各園所での取組を支援していく。 **○キャリア・パスポートについて** 　令和３年度及び令和４年度の奈良県小・中・義務教育学校教育課程研究集会（特別活動）や令和２年度から令和５年度の中堅教諭等資質向上研修において、キャリア・パスポートの意義や活用例、留意点などを伝達した。また、令和２年度から小学校及び中学校特別活動研究会や要請研修において県教育委員会の指導主事が指導助言を行い、キャリア・パスポートが自尊感情及び自己有用感を高める効果があることなど、その有用性を伝えている。 　初任者研修講座やキャリアップセミナーの「キャリア教育」において、キャリア・パスポートの意義や活用について研修を実施している。

3 働く意欲と働く力をはぐくむ

（２）社会に役立つ実学教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	デュアルシステム、インターンシップの実施	インターンシップ参加生徒の割合の増加
②	専門教育の教育内容及び設備の充実	定性的目標
③	産業界との連携	協力企業数の増加

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	16.3% （Ｒ１）	12.8%	14.3%	20.4%	23.7%
②	専門高校３校に技術革新に対応した機器の整備	専門高校６校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校５校へ機器の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校３校へ機器の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校４校へ機器の整備
③	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業２社	同２社	同２社	同２社	同２社

現状と課題

企業訪問等を各学校で実施し、デュアルシステムとインターンシップの推進を図っている。

即戦力となる専門的な知識や技術を身に付けるために、本年度は４校に６品目の機器の整備を行った。引き続き、工業・農業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、施設・設備の充実に取り組む必要がある。

産業界との連携については、令和元年度から企業２社の協力を得て、体験型研修や企業見学、技術指導などを行っていただいている。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。（再掲）	インターンシップ参加生徒の割合の増加 25.0%	23.7%
②	専門高校において設備を整備する。	産業教育装置の整備	４校に機器を整備
③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。	デジタル教材e-learning受講率の増加 40%	25.5%

成果と今後の展開

産業教育に関わる学校４校へ６品目の機器の整備を行った。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、高い専門技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。

企業が作成したデジタル教材の e-learning を活用することで、生徒は企業で実際に行われている高い技術の研修内容を、自分のペースで必要な知識と技術を選択しながら、学習を進めることできた。今後は、更に多くの生徒が活用できるよう、e-learning を事前学習や動画を視聴する視覚的学習に取り入れるなど授業での活用について検討を行っていく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■産業界との連携について** ・産業界との連携について、協力をいただく企業の開拓の方針について教えていただきたい。 ・産業界との連携は、学校にとって子どもたちに働く力や意欲を育む面で非常にプラスになり、産業界にとっては、仕事を知ってもらうことで将来的にプラスに働く。今後もこの取組が広がっていくことを強く望む。

県教委の 考え方	**〇産業界との連携について** 　産業界との連携については各学校の実情に応じて取り組んでおり、現在は奈良県が包括協定を結んでいる二社との取組の他、インターンシップ推進事業や社会人非常勤講師の登用、県立学校による地域との協働推進事業など課をまたいだ様々な活動で産業界との連携に取り組んでいる。今後も学校と県が協力して企業との連携を推進していく。

4 地域と協働して活躍する人を育てる

（１）地域との連携・協働推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	地域学校協働活動の充実	定性的目標
①	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進	全校で設置

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	地域学校協働本部整備率 67.7%	地域学校協働本部整備率 68.6%	地域学校協働本部整備率 71.0%	地域学校協働本部整備率 71.8%	地域学校協働本部整備率 72.5%
②	導入率 22.7%	導入率 33.3%	導入率 85.4%	導入率 95.3%	導入率 100.0%

現状と課題

地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は 72.5%であり、令和５年度から 0.7 ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。

県内全公立学校の導入率は 61.3%であり、全国平均を 2.6 ポイント上回った。県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は 100.0%であり、全ての県立学校に設置が完了した。平成29年３月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務となっていることを踏まえ、全ての公立学校において設置することを目指し、今後も積極的な支援を行う必要がある。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	地域学校協働本部未設置の市町村や学校等への指導主事派遣を行うとともに、地域学校協働活動の好事例についてホームページ等を通じて広く県民への周知を図る。	地域学校協働本部整備率の増加	72.5%
②	県立学校に学校運営協議会を設置する。	導入率 100%	導入率 100.0%

成果と今後の展開

地域学校協働本部未設置の市町村や学校等への指導主事派遣を行い、地域学校協働本部を設置することの有用性について丁寧な説明を行い、設置を促すとともに、県内における地域学校協働活動の取材等を行い、ホームページ等を通じて広く関係者等への周知を図った。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、指導主事派遣や活動の周知等により市町村や学校等を支援していく。

全ての県立学校に学校運営協議会の設置が完了した。今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向けた伴走支援を継続的に実施していく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■地域学校協働活動及び学校運営協議会について** 　地域学校協働活動及び学校運営協議会の実施・設置については順調に広がりを見せている。今後は、その好事例を収集してフィードバックするなど、県内学校での当該取組の質的充実に向けて、支援体制を強化されたい。

県教委の 考え方	**〇地域学校協働活動及び学校運営協議会について** 　県教育委員会では、「コミュニティ・スクール」は、導入するだけではなく、学校・家庭・地域の連携・協働による「社会総がかりでの教育」、「特色と魅力ある学校づくり」の実現に向け、より適切な運営を行う必要があると考えており、各学校や市町村教育委員会、地域学校協働活動推進員等への支援を重視した取組を行っている。 　例えば、各学校や市町村教育委員会への訪問、奈良県ＣＳアドバイザーの派遣を通して、コミュニティ・スクールの導入促進・質的向上に向けたアドバイスや運営に関する相談に丁寧に対応をしている。また、導入校同士で情報交換を行うコミュニティ・スクール連絡会の開催、教育長賞表彰を受賞した学校運営協議会及び地域学校協働本部による取組報告を行うリーダー研修会、コミュニティ・スクール研修会、人権・地域教育課のホームページによる取組紹介や情報提供などを行うことにより、効果的な推進体制の構築に向けた支援をしている。 　コミュニティ・スクールが奈良県の教育にとって有効なツールとなるよう、今後も取り組んでいく。

4 地域と協働して活躍する人を育てる

（２）地域社会に貢献する人材の育成

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	「郷土学習の手引」の活用	活用件数の増加
②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良 TIME」の充実	各校の実践事例をまとめた冊子の作成
③	主権者教育の推進	地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	－	追加事例の作成・周知	事例の周知	追加事例の作成・周知	追加事例の作成・周知
②	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の周知
③	－	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	専門諸機関との連携

現状と課題

「全国学力・学習状況調査」によると、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりが希薄な現状である。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。

また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることも必要である。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	追加事例集を全小・中学校等に配布 活用件数の増加	追加事例の作成・周知
②	「奈良 TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	学習研究発表会の開催１回	学習研究発表会の開催１回
③	主権者教育の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立学校に配布	事例集の作成・配布

成果と今後の展開

教育課程研究集会において、小学校の教員及び中学校の社会科教員に「郷土学習の手引」を活用する学習指導について周知した。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。

高等学校では、「総合的な探究の時間・奈良 TIME」学習研究発表会を対面形式で開催し、生徒・教員別の交流会も実施することができた。今年度は代表校 10 校の発表であったが、次年度は全県立高校が発表するよう研究会とともに検討中であり、「奈良 TIME」の取組の一層の充実を図る。

令和４年度に成年年齢が 18 歳に引き下げられたこと等に伴い新設された科目「公共」について、生徒が実社会の課題を自分事として捉えて、課題解決に向けた学習を行うことができるよう、教員に向けた研修会を実施した。今後も引き続き、外部人材やＩＣＴ機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、主権者教育の更なる充実を図っていく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■郷土学習について** ・「全国学力・学習状況調査」からは、児童生徒の地域愛着や貢献意欲が低く、地域とのつながりが希薄という、残念な結果が示されている。それに対して、「教育内容の充実に努めなければならない」と記述されているが、具体性を欠く記述になっている。具体的に、かかる調査結果に対して、どのような対処をしていくのかについて言及する必要がある。 ・目標値が「活用件数の増加」という定量であるため、表に具体的な数字を入れてもらいたい。活用件数はどれくらい増加したのか。 ・「郷土学習の手引」や「奈良 TIME」では何かが足りないのか。他都道府県の取組と比較し検証した上で、実現可能性のある取組と今後の展開についての記述をお願いする。 ・「郷土学習の手引」の活用状況の把握が難しいとのことだが、一人一台端末を活用しデータで配布することで、ダウンロード件数から把握できるのではないかと思う。手引は紙で作成し、各学校等へ配布しているのか。 **■主権者教育について** 　「実現目標」の「経過」における記載（専門諸機関）と「令和６年度の取組」における記載（事例集の作成・配布）にズレがあるように思える。どのような「専門諸機関」とどのように連携し、「事例集」を作成したのか。

県教委の 考え方	**○郷土学習について** ・令和６年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査における「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という質問に対しての本県児童生徒の肯定的回答の割合は、全国平均よりは低いものの小・中学校ともに令和５年度より上昇している。県では、今後も教科等研究会等と連携し、県内の地域や郷土に関する学習の好事例等を収集し、研修会等を通じて県内の各学校に周知することにより、各学校の取組を支援していく。 ・手引の活用件数の実数については、各学校・各教員へのアンケートを実施する必要があり把握することが難しいところである。郷土学習の手引については、教科等研究会等の各研修会において郷土学習の推進とともに周知を図っていく。 ・「奈良 TIME」は郷土の伝統、文化等に対する興味・関心や理解を深めるとともに、国際社会の中で自立した社会人として生きる力を身に付けることを目的として、すべての県立高等学校で取り組んでいる。毎年度、生徒の「奈良 TIME」に係る学習の成果を共有するため、代表校生徒による学習研究発表会を実施してきたが、令和７年度は、すべての県立高等学校の代表生徒が発表する機会を設けて成果を共有する予定である。また、令和７年度から、「郷土の伝統・文化に関する教育の推進」を県立高等学校の中期計画の目標の一つとし、「奈良 TIME」を含めた郷土に関する生徒の学びの成果について調査等をとおして評価をする予定である。その結果を踏まえて他都道府県の取組との比較検証も今後行っていく。 ・「郷土学習の手引」は、奈良県教育委員会事務局のホームページに授業の展開例等をデータとして掲載しており、小学校や中学校の特に社会科を担当する教員に対し、教育課程研究集会等で周知している。 **○主権者教育について** 　令和６年度においては、選挙管理委員会、消費生活センター及び税務署の職員等を学校に招聘し、実際の投票箱や投票用紙を使用した模擬投票や出前講座を実施する等の連携を行った。また、事例集では、選挙管理委員会、消費生活センター・奈良弁護士会との連携による指導事例を紹介するとともに、日本ＦＰ協会との連携による金融教育の事例についても紹介している。

4 地域と協働して活躍する人を育てる

（３）グローバル人材の育成

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進	定性的目標
②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供	定性的目標
③	県立国際中学校の設置	令和５年度開校

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施（Ｒ１）	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施
②	海外留学フェアを開催（Ｒ１）	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催
③	－	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施	開校準備委員会２回実施 学校説明会及び授業体験会各１回ずつ実施	国際バカロレア認定に向けた機器及び施設整備	国際バカロレア認定

現状と課題

グローバル人材育成を強化する国の施策との相乗効果により、コロナ禍以降、海外研修や短期・長期留学の数、あるいはそれらに関心をもつ学校、生徒は増えつつある。一方で、円安の影響を受け、海外に出る費用が大幅に高くなり、その価値を認めながらも計画を断念せざるを得ないケースも増えている。積極的に海外経験を積み、国際的に活躍できる人材を育成するため、学校や生徒にどこまで支援できるかが課題である。

県立国際中学校は、今年度国際バカロレア認定校となった。今後は、高校でのＤＰ（ディプロマ・プログラム）認定に向けて進めていく。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。	英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校　75% 高等学校　75%	中学校　49.5% 高等学校　66.7%
① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。	セミナー参加者 20 名以上	セミナー参加者 18 名
③	県立国際中学校のバカロレア校認定に向けて支援する。	令和７年度認定	国際バカロレア認定

成果と今後の展開

英語教育実施状況調査からも、県内中学校・高等学校における英語教育の改革が進んできていることがうかがえる。特に、生徒の言語活動割合や教員の英語力については年々改善が見られ、授業のあり方が変化してきていることがわかる。今後はより実践的な研修の開催に努める。

海外留学の啓発については、生徒や保護者の関心やニーズにマッチした情報提供ができるよう、引き続き説明会やセミナーを開催していく。

県立国際中学校については、国際バカロレア認定校となった今後、真のグローバル人材として活躍できる生徒の育成のため、質の高いプログラム実現のための支援をしていく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■グローバルマインドの育成や外国語教育の推進について** ・定性的評価としているために評価上問題があるわけはないが、「令和６年度の取組」に示された「生徒の授業における言語活動時間の割合」については、目標値を下回っている（特に中学校）。この目標値が「グローバルマインドの育成や外国語教育の推進」にかかる具体的指標になるとするのであれば、今後の計画においては、むしろこの項目を目標値として設定するほうが良いだろうし、その上で目標値に達していないのであれば、その原因を究明するとともに、全県的な方策を講じるようにお願いしたい。 ・グローバル人材の育成は、語学教育だけでなく、多文化共生への理解についての教育においても推進するようにしてほしい。

県教委の 考え方	**○グローバルマインドの育成や外国語教育の推進について** 　授業中における生徒の活発な言語活動時間を増やすためには、授業力の向上に資する教員研修が必要であると考える。英語教育実施状況調査等の結果から見えた本県の課題を踏まえ、今後の各地域・学校での指導改善のポイント等について説明を行うとともに、本県英語教育の課題の一つである言語活動を通して指導することについて指導改善を進め、中学校における生徒の英語力向上につなげるため、「生徒の英語力向上研修」を行っている。今後も、授業の質を高めるための教員研修の充実を図る。 　グローバル人材育成のためには、授業内外での取組が重要であると考えている。外国語学習において、特に「話すこと」「書くこと」の発信力向上のため、「ＡＩの活用による英語教育強化事業」の委託を受け、生成ＡＩを活用することで言語活動や生徒が英語に触れる機会を増やす取組を進めている。また、授業外でのグローバルマインド育成の機会として、例年高校生を対象に開催している「留学フェア」を令和７年度は県内中学生も参加対象として実施し、県内の中高生が国際的な視野を養い、主体的に自らの生き方を開拓する姿勢を育む。

4 地域と協働して活躍する人を育てる

（４）社会教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	13 人	15 人	15 人	25 人	25 人

現状と課題

社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。

令和６年度も全４回実施し 25 名の参加があった。受講修了者数は昨年度と同じで、行政職員のみならず、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）や地域で活動されている社会教育士などの受講があり、様々な教育関係者のつながりを広げることができた。

今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村へ働きかけていく。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。	受講修了者数の増加	25 人

成果と今後の展開

社会教育実践講座の受講修了者数の増加には至らなかったが、今年度も参集だけでなく、ＩＣＴを用いたオンライン受講も選択できるようにし、受講者にとってより受講しやすい講座となるよう工夫した。今後、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について説明を行っていく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	御意見等なし。

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

（１）学校教育における人権教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進	定性的目標
②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実	研修参加者の満足度 90%以上
③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成	人権教育学習資料の活用率の増加

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 65.5%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 73.8%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 77.6%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 63.9%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 64.9%
②	97.0%（Ｒ１）	97.0%	97.0%	97.8%	98.5%
③	71.2%	69.3%	80.0%（調査方法を変更）	74.4%	83.1%

現状と課題

各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針（以下、「基本方針」）」「人権教育推進プラン（以下、「推進プラン」）」との関係を定めている学校の割合は64.9%であった。平成31年に現「推進プラン」が策定されてから５年が経過するが、各学校における人権教育の推進については、県の「基本方針」「推進プラン」の内容に沿って、児童生徒の実態、家庭や地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえたものとなるよう、呼びかけていくことが必要である。

一方、各種教職員研修における参加者の満足度は 98.5%と、目標を大きく上回った。人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するためには、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	「人権教育についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数　40 回以上	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数　51 回
②	キャリアステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上	98.5%
③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。	「なかまとともに」活用率　75%以上	83.1%

成果と今後の展開

学校等への指導主事派遣やキャリアステージに応じた各種研修においては、県の「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容をはじめ、様々な個別の人権課題あるいは今日的な人権課題に関する内容の講義等を実施している。各学校における人権教育の更なる推進のために、指導主事派遣をはじめ、各種研修講座において県の「基本方針」や「推進プラン」について説明するとともに、『なかまとともに』の活用が一層進むよう、教材の紹介や展開例・ワークシート等の提示、活用場面の提案等を積極的に行う。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え

評　価 意　見	**■人権研修について** ・研修参加者の満足度が 98.5%というのはかなり高い水準で素晴らしいことだと思う。参加者のアンケートにおける具体的な意見（良かった点や課題等）について紹介いただきたい。 ・人権教育、啓発活動を取り組む中で、初任者への研修機会もさることながら、ベテラン教職員の根本的な意識改革も必要なのではないかと感じる。特にハラスメントや差別に関して、昔の常識の中で育った者の中には、どれだけ気をつけていても無意識に発言や行動に出て、それが問題に発展していく例も少なくない。自覚させることは難しいが、繰り返しの啓蒙活動をお願いしたい。 **■児童・生徒への啓発について** 　人権教育について、自分とは無関係の問題ではなく、より身近に起こりうる問題として生徒が捉えられるように行っていただきたい。

県教委の 考え方	**〇人権研修について** ・研修参加者のアンケートには、講座に参加して人権教育の取組を校内で実践していく意欲が湧いてきたとの声や、県内の先生方と交流し情報共有できてよかった等の前向きな意見が多くあった。一方では、教職員の人権教育に関する認識等に温度差を感じる等の課題もあげられた。 ・教職員の人権意識の高揚を図るため、それぞれのキャリアステージに応じた研修や様々な人権課題に即した研修を行っている。具体的には、「管理職『人権教育』研修講座」や「人権教育推進（児童生徒支援）教員研修会」、また全教職員を対象とした「課題別人権教育研修講座」や「外国人児童生徒等に関する指導についての教育講演会」等、様々な個別の人権課題あるいは今日的な人権課題に対応するための研修を進めている。 　教職員の人権意識の向上という点では、初任者研修や管理職等への各種研修講座で取り上げる等、機会あるごとに繰り返し啓発しているところである。県教育委員会では、行為をおこなう人の意図に関わらず、受けた人が不快と感じたら、それはハラスメントになり得ると捉え、教職員向けに、日頃の指導の在り方を振り返る資料及びチェックシートを作成し、その活用について各公立学校及び市町村教育委員会に通知している。 　また、教職員一人一人が確かな人権感覚を身に付けることができるよう、より多くの教職員に学校での研修等に活用できるよう、令和６年度より人権教育推進資料を作成し、人権・地域教育課ホームページに掲載することとした。令和７年３月に創刊号として掲載した当該資料は、御指摘をいただいた「無意識な発言、行動」を題材とした「アンコンシャス・バイアス」をテーマとしており、資料の活用について、市町村教育委員会及び県立学校に周知をしている。 **〇児童・生徒への啓発について** 　毎年、県内全ての公立学校の児童生徒を対象に、お互いの人権を確かめあうとともに学校環境を点検する機会として、「人権を確かめあうアンケート」を実施している。その結果を踏まえ、悩みを誰かに相談することも解決への一つの方法である等のメッセージを記載した児童生徒用資料を作成し、全児童生徒に配付している。また、本アンケートの教職員用資料にも、学校やクラスが児童生徒にとって安心できる、人権が尊重された場となるよう人権教育の推進をお願いしているところである。今後も、児童生徒・教職員・家庭や地域、すべての関係者の人権が尊重されるよう、本アンケート結果を活用し、更なる人権教育の推進に努める。

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

（２）いじめ・不登校等への対策

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底	定性的目標
②	「いじめ防止強化月間」の取組推進	定性的目標
③	不登校児童生徒に対する学習の支援	定性的目標

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	方針の周知	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底
②	県立学校における試行的実施	県立学校における実施	県立学校における実施	県立学校における実施	県立学校における実施
③	－	支援の開始	支援の継続	支援の継続	支援の継続

現状と課題

平成 25 年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和３年３月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に強化・推進する必要がある。

また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、ＩＣＴを活用した学習支援や相談活動に取り組む必要がある。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」に沿った適切な対応の実施	県立学校において「学校いじめ防止基本方針」による取組と適切な対応の実施
① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施
① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。	1,000 人あたりの認知件数全国平均以上 解消率 80%以上	Ｒ５ 1,000 人あたりの認知件数 県 56.0 件 （全国 57.9 件） Ｒ５解消率 県 83.3% （全国 77.5%）
③	不登校生徒のための学びの場「フレキシスクール」を設置し、オンラインによる個に応じたフレキシブルな学びの機会を提供する。	生徒・保護者及び学校に対する支援の実施 関係機関とのネットワークを活用した支援体制の充実	令和５年度は 39 名、令和６年度は１月末現在 44 名の不登校生徒とその保護者、担任に対し支援を実施 市町村教育相談担当者連絡会議で活動内容の周知と活用の促進

成果と今後の展開	各県立学校において「学校いじめ防止基本方針」を自校の Web サイトに掲載した。各県立学校では、令和７年３月に改定される「奈良県いじめ防止基本方針」を反映した「学校いじめ防止基本方針」となるよう見直しを進めるとともに、児童生徒や保護者、地域住民が内容を共有できるように努め、いじめを許さない意識の醸成を図っていく。 また、12 月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応への取組を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向け各学校の実態に応じた取組の充実といじめ被害児童生徒及びその保護者の思いに寄り添った対応に努めていく。 不登校支援に関しては、フレキシスクールの運営により、いずれの支援にもつながっていない生徒とつながり、生徒が各自のペースと興味・関心に基づいて無理なく活動に参加できる学びの場を提供することができた。令和７年度からは、２年間の試行の成果を生かし、より有効な不登校支援の形として、メタバースを活用したオンライン環境の構築による不登校支援の拡充を図る。支援を受けていない不登校児童生徒を支援につなげ、多様な学びの場を提供する。また、保護者及び所属校担任に対しては、当該児童生徒に関する相談に応じ、「チーム学校」による不登校支援を行う。併せて、市町村教育相談担当者連絡会議等の関係機関とのネットワークにより、必要な児童生徒に支援を届けられる支援体制の充実に努める。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■不登校について** ・いじめに関する対策、支援は細やかにしてくださっていると思う。一方で不登校児への学習支援について、支援体制を整えるには当該家庭において協力いただける状況をつくる必要がある。保護者に精神的なゆとりがなくなり、共に支えていく体制が構築できない場合も少なくない。保護者へのメンタルケアはどのように行われているのか。 ・個々の生徒に適切な支援を行うために、不登校生徒の原因の調査も重要と考える。 ・いじめがきっかけで不登校となった児童生徒において、欠席が 30 日を超えるといじめ重大事態として取り扱うが、不登校後の過程等を踏まえて、いじめ重大事態として正しいのか振り返る必要があるのではないか。 **■いじめについて** ・具体的ないじめの発見、対応に関する経験を教職員間、学校間で共有できる機会はあるのか。いじめの早期発見、適切な対応のため、そのような機会ができるだけ増えるといいのではないかと思う。 ・管理職のみならず、担任をもつ教員が参加し、具体的事例等や外部講師の話をもとに意見交換する場があればよいと思うが、いじめ防止対策に係る研修会にはどのような方が参加されるのか。

県教委の 考え方	**○不登校について** ・不登校児童生徒の支援には保護者による不登校に対する理解と協力が不可欠である。保護者の不安や悩みに対しては、電話教育相談「あすなろダイヤル」や来所教育相談を活用いただくことができる。また、令和７年度県内全ての小・中・義務教育学校及び県立学校に配置しているスクールカウンセラーにも相談いただくことができる。 　あわせて、不登校児童生徒を支える保護者や教育関係者が集う「不登校『ほっ』とネット」を年１回開催している。不登校に対する理解を深め、互いに支え合うネットワークづくりの場にもなっている。 ・「こころと生活等に関するアンケート」等による客観的データを活用し、スクールカウンセラーをはじめとする専門家や多くの教職員が個に応じた適切な支援を検討する「児童生徒見守り会議」を、毎年７・８月に実施している。このアセスメントをもとに、不登校児童生徒に対する適切な支援や不登校の未然防止に取り組んでいる。 ・いじめがきっかけで欠席が 30 日を超えると、いじめ重大事態の可能性を考慮してケースごとに調査していくことになる。 **○いじめについて** ・公立の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部に「気付き見守りアプリ」を導入している。このアプリでは、各教員が児童の変化に気付き、アプリに入力した場合、他の教員がその情報を共有することができるとともに、気付きの視点も共有することもできる。 　県教育委員会では毎年 12 月をいじめ防止強化月間と定め、いじめ問題についての様々な取組を行っている。その一つとして、県内全ての学校長と各市町村教育委員会のいじめ問題担当者が参加する「いじめ問題に関する研修会」を開催し、いじめ問題について様々な視点からの情報を伝え、その情報を学校長が各校において伝達している。また、教職員の取組だけでなく県高等学校等生徒会連絡会が、いじめ防止に向けた標語とポスター原画を募集し、作成したポスターを県内国公私立全ての学校に配布し、児童生徒のいじめ防止の機運の醸成を図っている。 　さらに、各校種の生徒指導研究協議会等や各地域及びブロックで定期的に開催されている生徒指導部会等で各校の生徒指導主事がいじめの早期発見などについての情報共有を行うとともに、県教育委員会の指導主事がいじめ問題についての考え方や対応について指導助言を行っている。 ・いじめ防止対策に係る研修会へは原則、校長の参加をお願いしている。校長から全職員へ研修内容を伝えている。

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

（３）特別支援教育の推進

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施
②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加
③	特別支援教育に関する研修会の実施	実施回数の増加

経 過

No.	現状（策定時・Ｒ２）	現状（Ｒ３）	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施	相互理解を深めるための交流及び共同学習の実施	相互理解を深める工夫をした交流及び共同学習を継続的に実施	相互理解を深める工夫をした交流及び共同学習を計画的・継続的に実施
②	個別の教育支援計画作成率 70.5% 個別の指導計画作成率81.4%	個別の教育支援計画作成率 85.4% 個別の指導計画作成率 87.5%	個別の教育支援計画作成率 95.0% 個別の指導計画作成率 95.8%	個別の教育支援計画作成率 96.1% 個別の指導計画作成率 96.3%	個別の教育支援計画作成率 96.3% 個別の指導計画作成率 96.4%
③	研修を実施した小・中学校等の割合 75.5%	研修を実施した小・中学校等の割合 80.5%	研修を実施した小・中学校等、高等学校の割合 85.4%	研修を実施した小・中学校等、高等学校の割合 88.8%	研修を実施した小・中学校等、高等学校の割合 92.7%

※　②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率

現状と課題

各校において、年間を通じて計画的・継続的に交流及び共同学習の機会を設け、活動内容の充実が図られるよう取り組んでいる。相互理解を深めたり互いに尊重し合う大切さを学んだりすることができるよう、事前・事後学習を実施し、より効果的な交流及び共同学習の実施へつなげている。今後、地域の様々な機関や団体等との連携を深める取組についても積極的に実施していく必要がある。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成率は年々上昇しており、個別の教育支援計画の作成率は令和５年度から 0.2 ポイント、個別の指導計画の作成率は令和５年度から 0.1 ポイント上昇している。引き続き、各計画作成に加え、内容の充実や積極的な活用の推進を図る必要がある。

小・中学校等だけでなく、高等学校においても特別な支援を必要としている生徒が在籍しており、小・中学校等、高等学校の全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるため、研修を実施することが重要である。小・中学校等、高等学校で研修を実施した割合は令和５年度から 3.9 ポイント上昇している。また、センター校の役割を担う特別支援学校においても、その機能を強化するため、更に研修内容等の充実を図ることが必要である。

<table>
<tr><td>令和６年度
の取組

No.は実現目標のNo.と対応</td><td>
<table>
<tr><th>No.</th><th>取　組　内　容</th><th>Ｒ６目標・目標値</th><th>Ｒ６現状値</th></tr>
<tr><td>①</td><td>児童生徒同士が相互理解し､互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、事前事後学習を含む全活動において、使用する教材等を工夫したり、ねらいが達成できるような活動内容の充実を図ったりして、年間を通じて継続的に交流及び共同学習を実施する。</td><td>児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした交流及び共同学習を年間計画に組み込み、計画的・継続的に実施</td><td>相互理解を深める工夫をした交流及び共同学習を計画的・継続的に実施</td></tr>
<tr><td>②</td><td>通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。</td><td>通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加</td><td>個別の教育支援計画作成率
96.1%→96.3%
（Ｒ５）（Ｒ６）

個別の指導計画作成率
96.3%→96.4%
（Ｒ５）（Ｒ６）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。</td><td>特別支援教育に関する研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校等）の割合の増加</td><td>88.8%→92.7%
（Ｒ５）（Ｒ６）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>成果と今後
の展開</td><td>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒を対象に、障害特性の理解を深めるための事前事後学習を行うなどし、計画的に交流及び共同学習を行うことができた。活動後に評価・改善等を行うことで、次の交流及び共同学習ではより効果的な活動へつなげるようにするなど、継続的に実施する中で、活動内容の充実が図られている。学校間に加え、学校と地域との交流についても更に取組を進めていく。
障害のある全ての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や各学校等への支援の中で、個別の実態に応じた課題の設定や具体的な記入の仕方を伝えたり、関係機関等との連携における各計画の活用例を伝えたりするなどしている。また、今年度は、上記協議会で、市町村による各計画活用の事例報告や、各市町村の活用状況の共有を図った。さらに、特別支援学校の地域支援担当者に対しても、小・中学校等、高等学校における各計画作成時の課題を伝え、センター的機能を発揮できるよう研修を実施した。今後も各計画の作成及び活用に向けた取組を進めていく。
特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。また、今年度より県に通級アドバイザーを配置し、学校等支援や研修を実施し、通級による指導の新規開設や内容の充実を図ることができた。引き続き、小・中学校等、高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。</td></tr>
</table>

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評価意見	**■表記について** 　文科省の特別支援教育の記載どおりかと思うが､｢障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実」という表現は、私は問題があると思う。 　・障害⇒障がい 　・障がいの有無で子どもを区分するような表現 　の是正をお願いする。 　障がいは、誰もが目に見える／見えないもののレベルで個々人にはさまざまにあると考える。障害者白書にあるように「障害の有無により分け隔てられることのない共生社会」を目指す理念を尊重したインクルーシブ教育の表現にしていただけるようお願いする。 **■学校支援について** 　現状と課題にもあるように、支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、それぞれに学校においても研修を重ねて対応できる状況ができつつあるが、その分、教員の負担は増える一方で気の毒にも感じる。できる限りのフォロー体制をお願いしたい。 **■特別支援学校教諭免許の取得について** ・小学校、中学校に地域支援に出向く特別支援学校の教員は特別支援学校教諭の免許を取得しているのか。 ・県の方針として特別支援学級へ教員を配置する際の、特別支援学校教諭の免許取得の有無についてはどのように考えているのか。

県教委の考え方	**○表記について** 　昨年度御指摘いただき､｢障害のある子どもと障害のない子ども」という文言については「全ての子ども」と示すことをはじめ、表現等に留意してきた。今回の点検については、５年計画の取組内容であったためそのままの表記としている。｢障害」については文部科学省が使用している表記としている。引き続き共生社会の理念を尊重した表現となるよう留意していく。 **○学校支援について** 　指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーが学校等に出向き、例えば、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態把握、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、指導内容等について支援や助言を行っている。また、特別支援教育に関する研修については、学校のニーズに応じた職員研修を実施したり、特別支援教育に関する資料や動画を Google の Classroom へ掲載したりするなどして､それぞれの教員が必要とされている研修内容や資料、動画等を選択することができるよう工夫しているところである。 **○特別支援学校教諭免許の取得について** ・奈良県の特別支援学校の教員の特別支援学校教諭の免許取得率は 90%を超えており、全国平均と比べても高い状況にある。また、義務教育諸学校への地域支援にあたっている教員については、ほぼ免許を取得している。県としては、毎年数回連絡協議会を開催し、県としての取組を各学校の地域支援担当者に伝え、市町村教育委員会とともに特別支援教育を推進している。 ・義務教育諸学校の特別支援学級の教員の配置は、各市町村教育委員会が行っているため、県として把握できていない。ただ、県の新たな特別支援教育推進プランの中では、採用後 10 年以内に特別支援教育を経験することや、特別支援学校教諭の免許取得を進めている。市町村教育委員会や各学校にも通知し県全体で特別支援教育に関わる教員をバックアップしているところである。

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

（４）多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

実現目標

No.	取　組　内　容	目標・目標値
①	一人一人に応じた日本語指導の実施	定性的目標
②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実	満足度 90%以上

経 過

No.	現状（策定時･Ｒ２）	現状(Ｒ３)	現状（Ｒ４）	現状（Ｒ５）	現状（Ｒ６）
①	教職員対象の研修 年２回開催	年２回	年２回	年２回	年２回
②	98.4%	97.5%	97.9%	99.7%	99.5%

現状と課題

一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を２回実施した。

また、多文化共生の考え方に基づく教育や、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は 99.5%であった。今後も、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。

令和６年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

No.	取　組　内　容	Ｒ６目標・目標値	Ｒ６現状値
①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。	派遣時間数 200 時間以上	のべ 140 時間
①	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上	99.5%
① ②	各学校及び地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。	研修参加者 のべ 150 人以上	26 人
②	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。(再掲)	「なかまとともに」活用率 75%以上	83.1%

成果と今後の展開

地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受入れ人数の増員を図るため、地域日本語教室に専門知識を有する講師（日本語教師）をのべ140時間派遣した。業務の都合上、当初の予定より派遣期間が短くなったため、派遣時間数が目標値に届かなかったが、引き続き、講師派遣についてより広く周知し、派遣時間総数を増やすだけでなく、より多くの地域日本語教室に対し講師を派遣するなど、地域日本語教室の質の更なる向上を図るとともに、日本語学習を希望する外国人等の教室へのマッチングについても積極的な施策を講じる。

また、日本語学習支援者の指導力の向上や地域日本語教室の理解促進を目的とした研修については、当初の予定より少ない回数しか実施できなかったため、参加者はのべ 26 人に留まった。そのため、「外国人の児童生徒等に関する指導についての教育講演会」において、本県における地域日本語教室の現状やその意義について広く周知を行った（参加者 152 名）。今後も、地域や学校の状況の把握にも努めながら、庁内の各部局や関係機関等との連携をより一層深め、多文化共生教育の更なる充実を図る。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■日本語指導研修について** 　教職員対象の研修は年２回実施し、一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を２回実施したとのことだが、多文化共生教育については、具体的にどのような研修を実施しているのか。 **■外国人支援について** ・県内で生活する外国人が年々増える中、日本語学習の支援だけでなく、相互に理解し共生することが求められる。超えなければならないハードルは様々にあるが、さらなる充実を期待する。 ・全ての子どもたちが身近にいる外国につながりのある子どもたちと共に学び合えることは、グローバル人材育成の大きなチャンスだと捉えることができる。奈良県では、外国につながりのある子どもたちの在籍数は増加しているか。

県教委の 考え方	**○日本語指導研修について** 　令和６年度は「一人一人に応じた日本語指導の実施」に関わる教職員対象の研修を、すべての教職員が外国人児童生徒に対する指導の在り方や多文化共生に対する理解を深め、連携して支援が行えるよう、下記の通り２回実施した。 【参考】 ・令和７年２月７日（金）いかるがホール　大ホール 外国人児童生徒等に関する指導についての教育講演会 説　　明：「奈良県における外国人児童生徒等の状況」 人権教育係　指導主事 講　　義：「外国につながる子どもたちの受入れ体制の整備 ―すべての子どもたちの学びを保障する―」 京都市教育委員会指導部学校指導課　副主任指導主事　大菅　佐妃子 ・令和６年７月 30 日（火）奈良県産業会館 第 34 回日本語指導研修会（奈良県外国人教育研究会に委託した研修） 実践報告：「初期対応日本語指導員としての実践」 初期対応日本語指導員　大久保佳代 「特別な教育課程による日本語指導の実践」 奈良県巡回日本語指導教員　中尾ひとみ 講　　演：「学校におけることばの使用を考える　授業のことば、連絡のことば」 帝塚山大学非常勤講師　新谷　遥 **○外国人支援について** ・本県において、令和６年度末には約 19,300 人の外国人が居住しており、様々な国や地域から来日した児童生徒が、県内の学校に分散して在籍している。外国人児童生徒の教育を受ける権利は、国際人権規約や憲法、子どもの権利条約に示されているように、当然、保障されなければならず、また、不当な差別や偏見により人権が侵害されるようなことがあってはならないと考え、取組を進めている。令和６年度より、県において移住・外国人定住対策プロジェクトチームが発足し、県庁全体で総合的かつ計画的に移住・外国人定住に係る施策を実施するため、今後必要と考えられる取組について検討することとなり、人権・地域教育課も参画し事業の更なる推進を図っているところである。 ・今後も外国につながりをもつ子どもの数は増えると予想されるため、様々な対応が必要になると考える。

Ⅳ 関連資料

◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ---------- 55

◇ 教育評価支援委員会設置要綱---------- 56

◇ 奈良県教育委員会点検・評価実施要領---------- 57

Ⅳ　関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）　抜　粋

（事務の委任等）

第２５条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4)　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること

(5)　次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6)　第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第１項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

４　教育長は、第１項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第１項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育評価支援委員会設置要綱

（設置）
第１ 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２ 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。
(1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
(2) 点検・評価結果に関すること
（組織）
第３ 支援委員会は、７名以内の委員で組織する。
２ 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。
（任期）
第４ 委員の任期は原則として２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５ 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。
２ 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
３ 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。
４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。
（会議）
第６ 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。
２ 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
３ 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
（庶務）
第７ 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。
（その他）
第８ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成２０年６月９日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

（目的）
第１ 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。
（点検・評価の対象）
第２ 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。
(1) 県教育委員会の活動状況
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
(3) 県教育委員会が定める時の課題項目
（推進体制）
第３ 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課（室）長により内部評価委員会を設置する。
２ 作業部会として事務局各課（室）及び教育研究所の課（室）長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。
（点検・評価の主体）
第４ 県教育委員会が点検・評価を実施する。
２ 第２に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。
(1) 県教育委員会の活動状況については、総務課秘書人事係で素案を作成する。
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課（室）及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
(3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、総務課教育政策推進係がテーマに関係する課（室）及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。
（点検・評価の手法）
第５ 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。
(1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
(3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。
（第三者からの意見聴取）
第６ 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。
（点検・評価の報告）
第７ 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。
（点検・評価の公表）
第８ 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載する。
（その他）
第９ この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則
この要領は、平成２０年６月９日から施行する。
附 則
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２７年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２８年１０月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。